

第20回委員会年次会合報告書

2013 年 **10** 月 **14-17** 日 オーストラリア、アデレード

第 20 回委員会年次会合報告書 2013 年 10 月 14-17 日

オーストラリア、アデレード

議題項目1. 開会

1.1 開会の辞

- 1. 第20回委員会会合の議長として、マルコム・フォーブズ氏(オーストラリア)が承認された。
- 2. 議長は、参加者を歓迎するとともに会合を開会した。

1.2 議題の採択

- 3. 議題は、**別添1**のとおり採択された。
- 4. 会合の参加者リストは**別添2**のとおり。

議題項目 2. 拡大委員会による決定事項の承認

5. 委員会は、**別添3**の第20回委員会年次会合に付属する拡大委員会による 決定事項を承認した。

議題項目 3. CCSBT21 の議長及び副議長並びに開催地の選定

- 6. ニュージーランドは、第 21 回委員会会合(CCSBT21)の議長を指名する。 韓国は、副議長を指名する。
- 7. CCSBT21 はニュージーランドのオークランドにおいて開催する。

議題項目 4. その他

- 8. 委員会は、CCSBT20に付属する拡大委員会により勧告された、拡大委員 会及び拡大科学委員会を設立する決議を採択した。
- 9. 委員会は、事務局長との契約の更新に関する拡大委員会の審議について 検討し、ケネディー氏との契約について、契約満了の少なくとも3ヶ月 前までに、これを更新することに合意した。

議題項目 5. 会合報告書の採択

10. 報告書が採択された。

議題項目 6. 閉会

11. 会合は、2013年10月17日午後4時05分に閉会した。

別添リスト

別添

- 1 議題
- 2 参加者リスト
- 3 第20回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

議題

第 20 回みなみまぐろ保存委員会年次会合 2013 年 10 月 14-17 日 オーストラリア、アデレード

- 1. 開会
 - 1.1 開会の辞
 - 1.2 議題の採択
- 2. 拡大委員会による決定事項の承認
- 3. CCSBT21の議長及び副議長並びに開催地の選定
- 4. その他
- 5. 会合報告書の採択
- 6. 閉会

参加者リスト 第20回委員会年次会合

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
COMMISSI	ON CHAIR							
Malcolm	FORBES	Mr			AUSTRALIA			
COMPLIAN	ICE COMMIT	TEE (CHAIR					
Stan	CROTHERS	Mr			NEW ZEALAND			crothers@xtra.co.nz
SCIENTIFIC	C COMMITTE	Е СН	AIR					
John	ANNALA	Dr	Chief Scientific Officer	Gulf of Maine Research Institute	350 Commercial Street Portland, Maine 04101 USA	1 207 772 2321	+1 207 772 6855	jannala@gmri.org
ERSWG CH	IAIR							
Alexander	MORISON	Mr			AUSTRALIA			morisonaquaticsci@gmail.com
MEMBERS								
AUSTRALIA Phillip	A GLYDE	Mr	Deputy Secretary	Department of Agriculture	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601, Australia		61 2 6272 4906	phillip.glyde@daff.gov.au
Kelly	BUCHANAN	Ms	Director	Department of Agriculture	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601, Australia		61 2 6272 5089	kelly.buchanan@daff.gov.au
Johnathon	DAVEY	Mr	Assistant Director (A/g)	Department of Agriculture	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601, Australia		61 2 6272 5089	johnathon.davey@daff.gov.au
Ilona	STOBUTZKI	Dr	Assistant Secretary	Department of Agriculture	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601, Australia		61 2 6272 3882	ilona.stobutzki@daff.gov.au
James	FINDLAY	Dr	Chief Executive Officer	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 7051, Canberra, ACT 2601, Australia	6225	61 2 6225 5500	james.findlay@afma.gov.au

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Matt	DANIEL	Mr	SBT Fishery Manager	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 7051, Canberra, ACT 2601, Australia	6225	61 2 6225 5500	matthew.daniel@afma.gov.au
Sandra	SHARMA	Ms	Senior Policy Officer	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 7051, Canberra, ACT 2601, Australia	6225	61 2 6225 5500	sandra.sharma@afma.gov.au
Mehdi	DOROUDI	Prof	Executive Director	Primary Industries & Regions South Australia	PO Box 1625, Adelaide, SA 5001, Australia	61 8 8226 3994	61 8 8226 0330	mehdi.doroudi@sa.gov.au
Gavin	BEGG	Prof	Research Chief	South Australian Research and Development Institute	GPO Box 397, Adelaide, SA 5001, Australia	61 8 8207 5482	61 8 8207 5406	gavin.begg@sa.gov.au
Brian	JEFFRIESS	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association Ltd (ASBTIA)	PO Box 416, Fullarton, SA 5063, Australia	61 (0)419 840 299	61 8 8682 3749	austuna@bigpond.com
Terry	ROMARO	Mr	Managing Director	Ship Agencies Australia	PO Box 1093, Fremantle, WA 6160, Australia		61 8 9335 5045	terryromaro@aol.com
Michael	THOMAS	Mr	Director	Sarin Group Pty Ltd	PO Box 1073, Port Lincoln, SA 5606, Australia	61 8 8621 4600	61 8 8621 4466	michael.thomas@MRMS.com. au
Andrew	WILKINSON	Mr	General Manager	Tony's Tuna Pty Ltd	PO Box 792, Port Lincoln, SA 5606, Australia	61 8 8682 2266	61 8 8683 0646	andrew@tonystuna.com.au
Hagen	STEHR AO	Mr	Chairman	Stehr Group Pty Ltd	PO Box 159, Port Lincoln, SA 5606, Australia	61 8 8621 2900	61 8 8621 2990	hagen@stehrgroup.net
Mario	VALCIC	Mr	Chairman	Marnikol Fisheries Pty Ltd	PO Box 10, Port Lincoln, SA 5606, Australia	61 8 8683 3900	61 8 8683 3988	marnikol@bigpond.net.au
Joe	PUGLISI	Mr	Chairman	Dojo Pty Ltd	17 Blacker Court, Port Lincoln, SA 5606, Australia	61 (0)419 023 007		dojopuglisi@bigpond.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Claire	WEBBER	Ms	Industry Research/Lia ison Officer	Australian SBT Industry Association Ltd (ASBTIA)	PO Box 1146, Port Lincoln, SA 5606, Australia	61 8 8682 3257	61 8 8682 3749	sbt_research@bigpond.com
Robin	PIKE	Mr	Director	Eyre Tuna Pty Ltd	PO Box 533, Port Lincoln, SA 5606, Australia	61 (0)407 833 284		robin@eyretuna.com.au
Daniel	ТЕН	Mr		Eyre Tuna Pty Ltd	PO Box 533, Port Lincoln, SA 5606, Australia	61 (0)411 526 392		danieltehst@gmail.com
INDONESIA	<u> </u>							
Toni	RUCHIMAT	Dr	Director for Fisheries Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 1002	34530	truchimat@yahoo.com
Tyas	BUDIMAN	Mr	Director for Fishing Enterprise Service	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 8, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia		62 21 35230 28	N/A
Saut	TAMPUBOLON	Mr	Deputy Director for Fisheries Resource in Indonesia EEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta Pusat 10110 Indonesia	35190	62 21 34530 08	s.tampubolon@yahoo.com and sdi.djpt@yahoo.com
Dyah	RETNOWATI	Mrs	Deputy Director for Data and Statistic of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta Pusat 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 1002	34530	retnowatii@yahoo.com
Yeppi	SUDARJA	Mr	Deputy Director for Fishing Business Allocation	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 8, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 8831/8 834	28	N/A

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Fayakun	SATRIA	Dr	Director of Research Institute for Fisheries Enhancement and Conservation (RIFEC)	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Jatiluhur Purwakarta 41152 Indonesia	62 264 20876 8		budhnug03@yahoo.com
Budi	NUGRAHA	Mr	Director of Research Institute for Tuna Fisheries - Bali	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Raya Pelabuhan Benoa, Bali, Indonesia	62 361 72620 1		budhnug03@yahoo.com
Dian	OFITRI	Mrs	Assistant Deputy Director for Publication of Fishing Document Service	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 8, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 8831/ 8834	62 21 35230 28	N/A
Ahyadi	MAHRUS	Mr	Staff of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 12, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35217 81		mahrus_mmaf@yahoo.com
Dwi Agus Siswa	PUTRA	Mr	Secretary General	Indonesia Tuna Long Line Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Benoa, Denpasar – Bali, Indonesia	72739	62 361 72509 9	atli.bali@gmail.com and sec@atli.org
William	SUTIOSO	Mr	Head Section of Investation and Capitol of Integrated Fisheries Association	Fisheries	Jl. Gedong Panjang II No. 14 – J, Jakarta Barat 11240, Indonesia	69031		aspertadu@yahoo.com
JAPAN								
Shigeto	HASE	Mt	Chief Councillor	Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100- 8907	81 3 3591 2045	81 3 3502 0571	shigeto_hase2@nm.maff.go.jp
Sayako	TAKEDA	Ms	Assistant Director	International Affairs Division, Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100- 8907	81 3 3502 8459	81 3 3502 0571	sayako_takeda@nm.maff.go.jp

First name	Last name	Title I	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Yuki	MORITA	Mr		Fisheries Management Division, Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100- 8907	81 3 3591 6582	81 3 3595 7332	morita_yuuki@nm.maff.go.jp
Masanori	WADA	Ι	Senior Deputy Director	Fishery Division, Economic Affairs Bureau Ministry of Foreign Affairs	2-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100- 8919	81 3 5501 8000 ext. 5547	81 3 5501 8332	masanori.wada@mofa.go.jp
Hiroyuki	YAMAGUCHI	Mr (Counsellor	Australia Embassy of Japan	112 Empire Circuit, Yarranlumla, Camberra ACT 2600, Australia	61 2 6272 7240	61 2 6273 3686	hiroyuki.yamaguchi@mofa.go. jp
Daisuke	KADOWAKI		Assistant Director	Agricultural and Marine Products Office, Trade Control Department, Ministry of Economy, Trade and Industry	1-3-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100- 8901	81 3 3501 0532	81 3 3501 6006	kadowaki-daisuke@meti.go.jp
Tomoyuki	ІТОН	Dr (Group Chief	Research	5-7-1 Orido, Shimizu Shizuoka 424- 8633	81 54 336 6000	81 543 35 9642	itou@affrc.go.jp
Jun	YAMASHITA	Mr F	President	Japan Tuna Fisheries Association	31-1 Eitai 2- Chome Koto-ku Tokyo 135- 0034 JAPAN	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Nozomu	MIURA	Mr N	Manager	Japan Tuna Fisheries Association	31-1 Eitai 2- Chome Koto-ku Tokyo 135- 0034 JAPAN	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Kojiro	GEMBA	Mr (Chief	Japan Tuna Fisheries Association	31-1 Eitai 2- Chome Koto-ku Tokyo 135- 0034 JAPAN	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Kenichi	NISHIKAWA	Mr A	Adviser	Japan Tuna Fisheries Association	31-1 Eitai 2- Chome Koto-ku Tokyo 135- 0034 JAPAN	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Yoshiyuki	HAMADA	Mr A	Adviser	Japan Tuna Fisheries Association	31-1 Eitai 2- Chome Koto-ku Tokyo 135- 0034 JAPAN	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Kimio	NISHIKAWA	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Association	31-1 Eitai 2- Chome Koto-ku Tokyo 135- 0034 JAPAN	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Michio	SHIMIZU	Mr	Executive Secretary	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F 1-1-12 Uchikanda Chiyoda-ku Tokyo 101- 8503	81 3 3294 9634	81 3 3294 9607	ms-shimizu@zengyoren.jf- net.ne.jp
Hirohito	IKEDA	Mr	Adviser	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F 1-1-12 Uchikanda Chiyoda-ku Tokyo 101- 8503	81 3 3294 9634	81 3 3294 9607	hirohito@poppy.ocn.ne.jp
NEW ZEAI	LAND							
Arthur	HORE	Mr	Manager, Highly Migratory Species	Ministry for Primary Industries	PO Box 19/747, Avondale, Auckland 1746, NZ	820	64 9 820 1980	Arthur.Hore@mpi.govt.nz
Kevin	SULLIVAN	Dr	Manager, Fisheries Stock Assessment	Ministry for Primary Industries	PO Box 2526, Wellington, New Zealand	64 4 819 4264	N/A	Kevin.Sullivan@mpi.govt.nz
Dominic	VALLIÈRES	Mr	Senior Fisheries Analyst	Ministry for Primary Industries	PO Box 2526, Wellington, New Zealand	64 4 819 4654	N/A	Dominic.Vallieres@mpi.govt. nz
Kate	NEILSON	Ms	Legal Advisor	Ministry of Foreign Affairs and Trade	Private Bag 18 901, Wellington, New Zealand	64 4 439 8028	N/A	kate.neilson@mfat.govt.nz
Peter	BALLANTYNE	Mr		Solander Group Ltd	PO Box 5041, Port Nelson	64 3 545 9652	64 3 545 9651	pdb@solander.co.nz
REPURLIC	C OF KOREA							
ZangGeun	KIM	Dr	Scientist	National Fisheries Research and Development Institute	216 Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan, Rep. of Korea	82 51 720 2310	82 51 720 2337	zgkim@korea.kr

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
SungSu	LIM	Mr	Assistant Director	MOF(Ministry of Oceans and Fisheries)		82 44 200 5369	82 44 200 5379	sslim789@korea.kr sslim7890@gmail.com
JungRe	KIM	Ms	Advisor	MOF(Ministry of Oceans and Fisheries)		82 44 200 5370	82 44 200 5379	drew1126@naver.com
Jiae	SON	Ms	Assistant Director	National Fishery Products Quality Managemnet Service	8-30Ro, Jungangde-Ro, Jung-Gu, Busan, Korea	82 51 602 6033		sonjie@korea.kr
JuHeon	KIM	Ms	Assistant Director	National Fishery Products Quality Managemnet Service	371 Seohaedaero , Jung-Gu , Incheon-City, Korea	82 32 881 6063		jhkim84@korea.kr
HyoSang	KIM	Mr	Manager	Korea Overseas Fisheries Association	6th fl, Samho Center Bldg, 275-1, Yangjae- Dong, SeoCho- Gu, Seoul, korea	82 2 589 1614	82 2 589 1630	coelho@kosfa.org
BoRam	JO	Ms	Manager	Dongwon Industries Co., Ltd	275, Yangjeadong, Seochogu, Seoul, korea	82 2 589 4074	82 2 589 4397	
SoungHo	SHIN	Mr	Manager	Dongwon Fisheries Co., Ltd	569-34, Sinpyung- Dong, Saha-gu, Busan, korea	82 51 290 0182	82 51 207 2715	
JeonGil	CHU	Mr	Manager	Sajo Industries Co., Ltd		82 2 3277 1651	82 2 3277 1768	mata@sajo.co.kr
OBSERVEI	RS ENTITY OF T	'A TW/A N	ī					
Shiu-Ling	LIN		Deputy Director	Fisheries Agency	No. 70-1, Sec. 1, Jinshan S. Rd., Taipei, Taiwan	886 2 3343 6156	886 2 3343 6096	shiuling@ms1.fa.gov.tw
Cheng-Maw	SHIH	Mr	Consul General	Ministry of Foreign Affairs	No. 2 Kaitakelan Blvd., Taipei, Taiwan	886 2 2348 2533	886 2 2361 7694	cmshih@mofa.gov.tw

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Mu-Hsien	CHIEN	Ms	Secretary	Ministry of Foreign Affairs	No.2 Kaitakelan Blvd. Taipei Taiwan	886 2 2348 2528	886 2 2361 7694	mhchien@mofa.gov.tw
Cheng-Shen	CHANG	Mr	Presidant	Overseas Fisheries Development Council	19, Lane 113, Roosevelt Road, Sec.4, Taipei, Taiwan	886 2 2738 1522	886 2 2738 4329	david@ofdc.org.tw
Ho-Hsin	KUNG	Ms	Assistant	Overseas Fisheries Development Council	No. 70-1, Sec. 1, Jinshan S. Rd., Taipei, Taiwan	886 2 3343 6093	886 2 3343 6128	hohsin@ms1.fa.gov.tw
Wen-Jung	HSIEH	Mr	President	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1ST RD, Kaohsiung, Taiwan	886 7 831 2151	886 7 841 7519	siunion.fishery@msa.hinet.net
Yin-Her	LIU	Mr	Chairman	Indian Ocean Fishing vessels Operational Committee of Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1ST RD, Kaohsiung, Taiwan	886 7841 9606	886 7 831 3304	woen.chang@msa.hinet.net
Kuan-Ting	LEE	Mr	Secretary	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1ST RD, Kaohsiung, Taiwan	886 7841 9606	886 7 831 3304	simon@tuna.org.tw
PHILIPPIN	IES							
Benjamin	TABIOS JR.	Mr	Assistant Director	Bureau of Fisheries and Aquatic Resources	PCA Building, Quezon City	929 8390	929 8390	benjo_tabios@yahoo.com and tabios.bfar@yahoo.com
Richard	SY	Mr	Director	Phil Tuna Longline Ass.	Manila, Philippines	244 5563	244 5566	syrichard139@gmail.com
EUROPEA	N LINION							
Kristofer	DU RIETZ	Mr	Adviser, International Affairs and Markets	European Commission Directorate- General Maritime Affairs and Fisheries Directorate International Affairs and Markets	European Commission Office J-99, 04/18 1049 Brussels Belgium		+32 2 297 95 40	kristofer.du-rietz@ec.europa.eu

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Fisheries Do	evelopment Cou	ncil Ir	nternational					
Allen	HUNG	Mr		Fisheries Development Council International	19, Lane 113, Roosevelt Road, Section 4, Taipei, Taiwan	886 2 2738 5413		marinehong@gmail.com
HUMANES	SOCIETY INTE	'RNA'	TIONAL					
Alexia	WELLBELOVE			Humane	PO Box 439,	61 2	61 2	alexia@hsi.org.au
			Program Manager	Society International	Avalon NSW 2107	9973 1728	9973 1729	
Alistair	GRAHAM	Mr	Adviser, international conservation	Humane Society International	PO Box 439, Avalon NSW 2107	61 2 9973 1728	61 2 9973 1729	alistairgraham1@bigpond.co
Nigel	BROTHERS	Mr	Seabird consultant	Humane Society International	PO Box 439, Avalon NSW 2107	61 2 9973 1728	61 2 9973 1729	brothersbone@yahoo.com.au
TRAFFIC								
Glenn	SANT	Mr	Fisheries Trade Programme Leader	TRAFFIC	ANCORS, University of Wollongong. Wollongong, NSW, 2522	61 2 4221 3221		glenn.sant@traffic.org
Hiromi	SHIRAISHI	Ms	Programme Officer	TRAFFIC	6th Fl. Nihonseimei Akabanebashi Bldg.,, 3-1-14, Shiba, Minato- ku, 105-0014 Tokyo, Japan	81 3 3769 1716	81 3 3769 1717	shiraishi@trafficj.org
U.SJAPAN	N RESEARCH I	NSTI	TUTE					
Atsushi	ISHII	Prof	Researcher	U.SJapan Research Institute	41, Kawauchi, Aoba, Sendai, Miyagi, JAPAN 980-8576	81 22 795 6076	81 22 795 6010	ishii@cneas.tohoku.ac.jp
Isao	SAKAGUCHI	Prof	Researcher	U.SJapan Research Institute	Gakushuin University, 1-5- 1 Mejiro, Toshima-ku, Tokyo 171- 8588, Japan	81 3 3983 898	81 3 5992 1006	isao.sakaguchi@gakushuin.a jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
INTERPRE	ETERS							
Saemi	BABA	Ms						
Kumi	KOIKE	Ms						
Yoko	YAMAKAGE	Ms						
CCSBT SE	CRETARIAT							
Robert	KENNEDY	Mr	Executive Secretary					rkennedy@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr	Deputy Executive Secretary		PO Box 37, Deakin West	61 2 6282	61 2 6282	asoma@ccsbt.org
Susie	IBALL	Ms	Compliance Manager		ACT 2600 AUSTRALIA	8396	8407	siball@ccsbt.org



別添3

第20回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

2013年 **10**月 **14-17**日 オーストラリア、アデレード

第 20 回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書 2013 年 10 月 14-17 日

オーストラリア、アデレード

議題項目 1. 開会

1.1. 第20 回委員会に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認

- 1. CCSBT20 に付属する拡大委員会の議長としてマルコム・フォーブズ氏 (オーストラリア)が、副議長としてアーサー・ホーア氏 (ニュージーランド)が承認された。
- 2. 議長は、参加者を歓迎するとともに会合を開会した。
- 3. 各メンバーは、会合への代表団を紹介した。参加者リストは**別紙1**のとおり。

1.2. 議題の採択

- 4. 議題は**別紙2**のとおり採択された。この時点において、一般的事項は提起されなかった。
- 5. 会合に提出された文書のリストは**別紙3**のとおり。
- 6. 議長は、この会合及び財政運営委員会のスケジュールを簡単に説明した。

1.3. オープニング・ステートメント

1.3.1. メンバー

7. 拡大委員会 (EC) のメンバーによるオープニング・ステートメントは**別 紙4**のとおり。

1.3.2. 協力的非加盟国

8. 協力的非加盟国 (CNM) によるオープニング・ステートメントは**別紙 5** のとおり。

1.3.3. オブザーバー

9. オブザーバーによるオープニング・ステートメントは別紙6のとおり。

議題項目 2. 事務局からの報告

- 10. メンバーは、CCSBT-EC/1310/04 で報告された事務局の活動に留意すると ともに、以下の勧告に合意した。
 - 遵守委員会への付託事項 (ToR) の改正。この改正は、遵守委員会議長を2回までの再指名(すなわち最大で6年の在職期間)できるようにするものであり、別紙7のとおり。
 - ジョン・アナラ博士を今後2年間の科学委員会及び拡大科学委員会議長とすることの承認。
 - スタン・クローザース氏を今後2年間の遵守委員会議長とすることの 承認。
- 11. また、拡大委員会は、事務局長との契約に関して、2014年10月30日付けで終了する現在の契約に引き続き、その契約が更新されることを歓迎した。

議題項目 3. 財政及び運営

- 12. 事務局長は、EC による検討が必要となる財政上の事項を説明した。これには、2013年改訂予算(CCSBT-EC/1310/05)及び2014年予算案(CCSBT-EC/1310/06)が含まれる。
- 13. 会合文書 CCSBT-EC/1310/05 の中で報告された 2013 年の支出見込み額は、2013 年承認予算に対して 11%の節約であった。この節約のうちおよそ半分は、遵守委員会作業部会 (CCWG2) の開催地を東京からキャンベラに変更したこと、及び試行的品質保証レビュー (QAR) から現地評価を除外したことによるものであった。
- 14. 事務局長は、2通りの 2014 年予算案が用意されていることを述べた。一つは科学航空調査に対する 100,000 ドルの負担を含むものであり、もう一つはオーストラリアからの要請のとおり航空調査に対する 750,000 ドルの負担を含む予算であった。
- 15. 予算に関する 2 つの文書の詳細な検討は、財政運営委員会 (FAC) に付託された。
- 16. FACは、以下の事項を検討するために招集された。
 - 2013年改訂予算
 - 2014年予算案
 - 関連事項。すなわち、遵守委員会(CC)及び拡大科学委員会(ESC)により提案された会合及び作業計画にかかる財政的な関連事項。
- 17. FAC 議長として、ケビン・サリバン博士 (ニュージーランド) が指名された。

3.1.財政運営委員会からの報告

18. 財政運営委員会 (FAC) 議長は、**別紙 8** の FAC 報告書 (2013 年改訂予算 及び 2014 年勧告予算案を含む) を説明した。

2013

- 19. 事務局長は、FAC会合において 2013 年改訂予算に関する追加的な節約を 特定し、最終的な 2013 年改訂予算では、承認された 2013 年の支出に対 して 12%の節約となった。
- 20. 会合は、FAC報告書の付属書 A のとおり、2013年改訂予算を採択した。 2014
- 21. FACは、2014年の以下の主要な予算事項を勧告した。
 - 二つの科学調査プロジェクトへの予算措置。近縁遺伝子サンプル収集の継続(30,000 ドル)、将来の近縁遺伝子研究のための設計研究 (75,000 ドル)。
 - 品質保証レビューにかかる予算 100,000 ドル。ただし、必要な場合には、当該予算額の 30%まで追加支出することができる。
 - CCSBT パフォーマンス・レビューのための予算 75,000 ドル。
 - 科学航空調査に対する 100,000 ドルの負担のための予算措置。
 - 2014年4月中に釜山で開催する遵守委員会作業部会会合(CCWG3) (およそ89,000ドル)、シアトルでの4日間の科学技術会合(68,000 ドル)、及び会合文書 CCSBT-EC/1310/06において提案された SC/ESC、 CC 及び委員会/EC の年次会合。
- 22. 提案された 2014 年予算による全体のコストは、2014 年のメンバーの分担金を 5.3% 増額させることが留意された。
- 23. 会合は、2014年の予算について、報告書の付属書Bのとおり採択した。

議題項目 4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー

24. 議長は、遵守委員会の討議に留意するとともに、メンバーに対して、 CC8 において既に取り上げられたメンバー及び CNM の国別報告書に対して追加的な質問があるかどうかを尋ねた。追加的な質問は提起されなかった。

4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告

25. 議長は、メンバーからの全ての特別な報告を受け付けた。

4.1.1. 市場モニタリング

26. 日本は、本会合に日本の市場のモニタリングに関する文書は提出しなかったが、モニタリングは継続してきており、今年の日本の市場モニタリングにおいて大きな問題はなかったと指摘した。

4.1.2. オーストラリア畜養事業 (ステレオビデオモニタリングの導入 等)

- 27. 議長は、オーストラリアに対し、ステレオビデオモニタリングの進捗状況に関する情報をこの会合で更新するよう要請した。オーストラリアは、選挙により新たに選出されたオーストラリア政府が、自動化されていないステレオビデオモニタリングが業界に対して過度な規制及び財政負担を強いることにならないか懸念していると説明した。このため、オーストラリア政府は、自動化の解決策が開発されるまでステレオビデオモニタリングの導入の延期を決定したが、オーストラリアは、ステレオビデオを導入すると引き続き約束している。オーストラリアは、当面の間、自動化の解決策を模索する努力を強化するとともに、100 尾サンプリング体制を継続すると指摘した。
- 28. 日本及びその他のメンバーは、ステレオビデオシステムの導入の遅延により、考慮されていない死亡にかかる不確実性がさらに引き起こされたことに留意した。

4.1.3. その他

29. メンバーが報告を希望するその他の特別なプロジェクトはなかった。

議題項目 5. 遵守委員会からの報告

- 30. 遵守委員会議長は、広範な作業計画を含む第8回遵守委員会会合 (CC8) の報告書を説明するとともに、生産的かつ建設的な会合となったことについて参加者に感謝した。
- 31. 遵守委員会議長は、CC 会合中に解決できなかった 2 つの未解決事項があり、これらはともに EC の議題項目 9 の下でさらに議論されるであろうと指摘した。
 - オーストラリアのステレオビデオ導入の遅延
 - 日本の遵守レビュー
- 32. 遵守委員会議長は、拡大委員会に対する CC8 からの勧告について注意喚起した。
- 33. 報告書別紙 6 (CCSBT IUU 船舶決議) に関するさらなる議論があり、その後、以下の 2 点の微修正とともに採択された。
 - パラグラフ 2 から「agreed updated current」の文言を削除
 - 付属書III、項目 v の削除
- 34. その後、会合は CC8 報告書及び勧告(本会合中に検討及び精緻化された以下の 2 つの勧告を除く)を採択した。

- 2014年に提案されている QAR
- 将来の作業計画
- 35. CC8 の報告書は別紙9 のとおり。
- 36. 2014年に実施予定の QAR にかかる付託事項が EC により合意され、それは別紙 10 のとおりである。

議題項目 6. 生態学的関連種作業部会からの報告

- 37. 生態学的関連種作業部会 (ERSWG) 議長は、ERSWG の 2014 年の作業計画のレビューを含む第 10 回 ERSWG 会合報告書 (別紙 11) 、すなわち会合文書 CCSBT-EC/1310/09 の要約である CCSBT-EC/1310/19 を説明した。
- 38. EC は、ERSWG10 会合報告書を採択した。
- 39. ERSWG は 2015 年 3 月まで再招集されないことが合意された。しかしながら、ニュージーランドは、次回の ERSWG 会合までの引き延ばされたスケジュールに対して懸念を表明した。
- 40. 日本は、次回の ERSWG 会合までに、混獲緩和措置の有効性のモニタリング及び評価にかかる技術的課題に関する作業を進捗させるための小規模な技術作業部会(海鳥混獲緩和措置の有効性技術部会)が設置されたことに留意した。この小規模な技術作業部会への付託事項は、会合文書 CCSBT-EC/1310/09 別紙 C のとおり。
- 41. ニュージーランドは、2014年に ERSWG 会合が開催されないことによる 遅延を避ける必要性を反映させるべく、付託事項の改正を提案した。
- 42. さらなる議論の後、「海鳥混獲緩和措置の有効性技術部会付託事項」の 改正が合意された(別紙 12)。

議題項目 7. CCSBT ERS 勧告の改正

- 43. オーストラリアは、生態学的関連種(ERS)に関する新たな2つの決議 案を提案した会合文書 CCSBT-EC/1310/22 及び CCSBT-EC/1310/23 への注目を喚起した。これら2つの決議案に対し、休会期間中に何らコメントがなかったことが留意された。
- 44. 複数のメンバーが法的拘束力のある緩和措置の導入に対する支持を表明し、その他のメンバーは、法的拘束力のある措置の検討の可能性に対して柔軟であることを表明した。日本は、法的及び運用上の両方の側面から、CCSBTによる法的拘束力のある ERS 措置の導入に対する懸念を示した。
- 45. また、会合文書 CCSBT-EC/1310/10 についても検討された。当該文書は、CCSBT で合意済みの ERS 勧告を法的拘束力のある決議に変更するよう、CCSBT19 において検討された決議案に関するものである。

- 46. オーストラリアは、会合文書 10 で詳述されている以前の提案ではなく、 文書 22 及び 23 で提案した、より具体的かつ直近に提案された法的拘束 力のある決議を採択することを希望するが、他のメンバーが望むならば 議論の開始点として文書 10 を使用することにやぶさかではないと述べた。
- 47. オーストラリアにより提案された「みなみまぐろ漁業の生態学的関連種への影響の緩和に関する決議案」については、合意に達しなかった。
- 48. オーストラリア及び日本は、休会期間中の作業を継続することとなった。
- 49. ニュージーランドは、休会期間中の議論において、決議案の本文中への IATTC 海域の追加の検討を含めるよう要請した。
- 50. メンバーは、SBT を漁獲するメンバー国の船舶が RFMO 管轄水域内での ERS に関するルールを着実に実施するよう約束した。

議題項目 8. 拡大科学委員会からの報告

- 51. 拡大科学委員会 (ESC) 議長は、会合文書 CCSBT-EC/1310/11 及び CCSBT-EC/1310/20 に要約されている ESC 会合の報告書を説明した。
- 52. 拡大委員会は、本会合中に検討し精緻化される可能性がある以下の3つの勧告を除き、ESCの報告書及びその勧告を採択した。
 - 総漁獲可能量(TAC)に関する管理方式(MP)勧告
 - 承認された調査プロジェクトによって生じる死亡をカバーするための 年当たり 10 トンの配分にかかる勧告
 - 2014年から2018年の科学調査計画に関する優先順位
- 53. ESC の報告書は別紙 13 のとおり。
- 54. 会合は、議題項目9の下にTAC及び調査死亡枠についてさらに議論を行うこと、及び提案されている調査計画についてその検討をFACに付託することに合意した。メンバーは、FACの優先順位付けプロセスを支援するため、近縁遺伝子及び遺伝子標識調査に関する追加情報を提供した。
- 55. メンバーは、ESC 議長に対し、加入量指数、2014 年作業計画の優先順位 及び管理方式の詳細に関する多くの質問を行った。質問への回答の中で、 ESC 議長は以下を確認した。
 - MPは、全漁獲量が全世界のTACの中に含まれると仮定したものであり、追加的なSBTの死亡は考慮していない(過去の過剰漁獲に対する頑健性試験は行われているが、将来の過剰漁獲については行われていない点に注意)。
 - それぞれの加入量指数(航空調査、ひき縄及び商業 SAPUE)は、SBT の異なる年級群の相対的な豊度を評価したものである。
- 56. ESC が 2014 年に実施予定の全面的な資源評価において、考慮されていない漁獲死亡(非メンバーによる漁獲、再放流・投棄された魚、推定遊漁

漁獲量及びその他報告されていない要因による死亡等)の影響を分析するための感度試験を実施することが留意された。

- 57. 会合は、インドネシア、韓国及び台湾の SBT 調査への参加が近年多くなったことに感謝するとともに、これらのメンバーが、CCSBT メンバー全体としての科学調査能力を強化していくため、将来の調査プロジェクトにも参加するよう奨励した。
- 58. 会合は、科学調査計画に列挙された3つの提案事項のうち以下の2つに対する支出を承認したFACからの報告を踏まえ、ESC作業計画を採択した。
 - 近縁遺伝子サンプル収集の継続
 - 近縁遺伝子研究に関する設計研究

議題項目 9. 総漁獲可能量及びその配分

- 59. インドネシアは、EC に対して、インドネシアの年次漁獲枠の再評価、特にインドネシアの沿岸零細漁船(30 トン以下、地方政府に登録されているもの)に対するおよそ300 トンの追加的かつ別途の配分を検討するよう求める提案を説明した。
- 60. インドネシアは、SBT が予期できない混獲魚として漁獲される沿岸零細漁業の管理の困難性を説明し、インドネシアからの提案に対するメンバーの理解、支持及び承認を求めた。メンバーは、インドネシアが遵守上の困難に直面していることを認識した。
- 61. 遵守委員会議長は、インドネシアがその遵守制度及びプロセスを強化するために委員会が支援できる分野を特定するため(インドネシアへの配分にかかる検討要請にも対応するため)、インドネシアが 2014 年中にQAR のフェイズ 1 及びフェイズ 2 に参加することに合意したと説明した。日本は、配分量の変更に関していかなる検討を行う前に、インドネシアが正確な漁獲量を把握できるよう支援するためのキャパシティ・ビルディングに取り組むべきであると指摘した。
- 62. 日本は、全世界の総漁獲可能量に関する決議において概説されている日本の遵守レビューの助けとなるよう、日本の遵守制度に関するプレゼンテーションを行った。
- 63. 日本は、遺伝子検査は輸入マグロに関してのみ実施されており、日本漁船によって水揚げされるマグロには実施していないことを明確にした。 議長は、探知された非遵守の程度について質問し、日本は、現行制度下において違反が探知されたことはないことを報告した。
- 64. メンバーは日本に対し、洋上及び港内転載のプロセスと、輸入及び国内 向けに漁獲されたマグロの両方に対する港内での検査プロセスについて 質問した。

9.1 TAC の決定

- 65. EC は、以下による産卵親魚資源の再建の早期段階での予防的措置を継続することに合意した。
 - SBT漁業における全ての死亡を考慮するプロセスの開始
 - SBT 漁業の透明性の向上
- 66. 考慮されていない全ての漁獲死亡要因にかかる不確実性を認識し、EC は、全てのメンバー及び CNM に適用される、全ての死亡要因を含めた「国別配分量に帰属する SBT 漁獲量」の共通の定義を策定することに合意した。最初のステップとして、EC は、CC に対して、全ての死亡要因を含めることの重要性を考慮した「国別配分量に帰属する SBT 漁獲量」の共通の定義を 2014 年までに策定するよう要請するとともに、メンバーに対して、EC に対する年次報告書の中で、2015 年からその導入を開始するスケジュールを検討及び約束するよう要請した¹。
- 67. さらに EC は、ESC に対し、ESC が 2014 年に予定している資源評価の一環として考慮されていない全ての死亡要因にかかる感度試験を実施し、この情報を、メタルールプロセスに基づき管理方式の中で定義されている例外的状況の有無に関する助言及びこれへの対応方法の中に含めることを要請した。また、EC は、ESC に対し、資源評価予測における全ての考慮されていない死亡要因の影響及び 2015-2017 年のクオータブロック以降に考え得る管理方式に関する勧告について、CCSBT21 に予備的な助言を提供するよう要請した。
- 68. 死亡要因には以下が含まれる必要がある。
 - メンバーによって保持された漁獲に関する無報告又は不確実性。例えば以下にかかるもの。
 - o 表層漁業
 - o 沿岸零細漁業者による漁獲
 - o 現行の措置の非遵守(例えば漁獲量の超過)
 - 再放流及び/又は投棄による死亡
 - 遊漁
 - 非メンバーによる漁獲
 - 調査死亡枠
 - ESC が助言を提供し得るその他全ての死亡要因(略奪を含む)
- 69. ECは、SBT漁業管理の透明性の向上のため、以下の措置に合意した。
 - 品質保証レビュー(QAR):
 - o インドネシア 2014年にフェイズ1及びフェイズ2
 - o オーストラリア 2014年にフェイズ 2

¹年次報告書のテンプレートは、これに合わせて改訂される予定である。

- o 台湾 2014年にフェイズ 1
- o 日本 2015年にフェイズ 2
- 上記のレビューが完了後、ニュージーランド及び韓国の OAR を開始
- オーストラリアは、100 尾サンプリング手法及び生け簀への移送の観察にメンバーを招待した
- 日本は、国内で水揚げされるマグロの遺伝子検査を 2014 年から実施するとともに、EC に対する国別報告書の中での当該検査の結果報告を 2014 年から開始
- データ提出の強化
- 70. 考慮されていない漁獲死亡に関する不確実性及び ESC に対する EC からの助言要請を認識するとともに、不確実性及び例外的状況及びメタルールプロセスの取扱いに関する EC の手続きに留意し、EC は、2014年の TAC は 12,449 トンであると確認することに合意するとともに、2015-2017年の TAC を各年 14,647 トンとして設定することに合意した。EC は、 CCSBT21 において、ESC からの助言及び上記で特定されたその他情報に関する議論を踏まえ、2016-2017年の TAC を確認する予定である。
- 71. さらに EC は、是正措置政策の完全な実行にかかる約束を繰り返した。

9.2 調査死亡枠

- 72. EC は、2014年の調査死亡枠 (RMA) に関するオーストラリア及び日本からの要請、それぞれ合計 5.95 トン及び 1 トンを承認した。
- 73. SBT 漁業における全ての死亡を考慮するプロセスの一部として、EC は、2015 年から、MP による勧告 TAC の中に調査死亡枠として 10 トンの枠を設けることに合意した。

9.3 TAC の配分

- 74. 会合は、南アフリカが条約に加盟した場合、そのノミナル漁獲量が 150 トンになることを確認した。南アフリカが加盟した年の配分量は、当該年の5月31日までに加盟した場合には 150 トンとなり、そうでない場合は当該年の配分量は 40 トンのままとなる。
- 75. EC は、メンバー及び CNM への TAC 配分が、引き続き CCSBT の「全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議」に従って行われることを確認した。
- 76. 合意された 2014年の TAC は表 1 のとおりである。

表1:現在の2014年配分量

	(A) 2014年5月31日までに南アフ リカが加盟し、150トンの配分 を受ける場合	(B) 南アフリカが 2014年5月31 日までに加盟せず、追加配分 を受けない場合 ²
日本	3,361	3,403
オーストラリア	5,151	5,193
ニュージーランド	910	918
韓国	1,036	1,045
台湾	1,036	1,045
インドネシア	750	750
南アフリカ	150	40
フィリピン	45	45
欧州連合	10	10

77. 2016-2017年のTACが14,647トンとして確認された前提に基づく2015-2017年の各年の合意された配分量は表2のとおりである。この配分量のうち10トンはRMAに配分されていること、全てのメンバーのノミナル漁獲量の変更にかかるECによる決定は何らなされていないことに留意すること。

表 2: 現在の 2015-2017 年の各年の配分量

	(A)	(B)
	南アフリカがある年の5月31	南アフリカがある年の5月31
	日までに加盟し、当該年に 150	日までに加盟せず、当該年の
	トンのノミナル漁獲量を受け	追加配分を受けない場合3
	る場合	
日本	4,737	4,847
オーストラリア	5,665	5,665
ニュージーランド	1,000	1,000
韓国	1,140	1,140
台湾	1,140	1,140
インドネシア4	750	750
南アフリカ	150	40
フィリピン	45	45
欧州連合	10	10

78. 議長は、QAR がこの議題項目の重要な要素であることに留意した。

 $^{^2}$ これらの数字は、(南アフリカからの)110t の追加分を、全世界の総漁獲量の配分に関する決議に従って、各メンバーのノミナル漁獲量の割合に応じて配分したものである。

³日本以外の全てのメンバーがノミナル配分量に達するため、(南アフリカからの) 110 トンの追加分は 日本に配分される。

 $^{^4}$ インドネシアの配分量は、QAR 報告書が利用可能になった時点で、拡大委員会により再評価される予定である。

79. トラフィックは、委員会により確認された全ての過剰漁獲に対して適切なペナルティーが科されることが重要であると述べた。この見解は、議長によって留意された。

議題項目 10. CCSBT 戦略計画の実施

80. 事務局長は、CCSBT戦略計画の実施に関する会合文書 CCSBT-EC/1310/13を説明した。当該文書は、CCSBT会合においてまだ検討されていない、2013年から2014年にかけての戦略計画上の行動事項を示したものであった。

10.1. 2013 年の行動計画

10.1.1. CCSBT パフォーマンス・レビュー (優先度:高い)

- 81. 会合は、CCSBT の第二次パフォーマンス・レビューに関する付託事項案、及び資格基準案及び独立レビューパネルの選定プロセス案に合意した。 これらはそれぞれ、会合文書 CCSBT-EC/1310/13 の別紙 A 及び B のとおり。
- 82. 事務局長は、現在の予算上、レビューパネル3名の選定をカバーしていることを確認するとともに、レビューパネルの候補者4名がノミネートされていると述べた。
- 83. 委員会議長及び事務局長は、休会期間中にパフォーマンスレビューのパネルの選定を進めることが合意された。

10.1.2. REIO に対する CCSBT の加入資格の拡大に関するメカニズムの 策定 (優先度: 中程度)

- 84. CCSBT19 は、EUのような地域的な経済統合のための機関(REIO)に対する CCSBT への加入資格の拡大に関するメカニズムを検討した。事務局長は、現時点で追求すべき最も賢明なメカニズムは、条約改正ではなく既存の「拡大委員会及び拡大科学委員会を設立する決議」(拡大委員会決議)の文言修正と考えられると述べた。条約改正は、長期的にはおそらく最も適切なオプションであり、そうした全ての改正において台湾に関する検討を含む必要がある。
- 85. EU は、CCSBT のメンバーになることに引き続き強い関心を有していると断言するとともに、提案された加盟方法に関する支持を確認した。また、EU は、全ての CCSBT 措置を完全に遵守していると繰り返し述べた。
- 86. 台湾は、拡大委員会決議に対する全ての改正は、拡大委員会のメンバーとしての地位を何ら変更するものであってはならず、又はメンバーとしての地位に関して再申請を求めるものであってはならないと指摘した。

87. 会合は、拡大委員会決議修正案を勧告した。決議案は、委員会による検討に付され、それは別紙14のとおり。

10.1.3. 旗国/漁業主体による漁獲能力の自己評価(優先度:低い)

- 88. 議長は、各メンバー及び CNM はそれぞれの SBT 漁獲能力の自己評価を実施するよう要請されており、ニュージーランドだけが CCSBT20 に対して自己評価結果を提出したことに留意した。メンバーは、ニュージーランドによる自己評価の提出を称賛した。韓国は、韓国の QAR に漁獲能力に関する質問が含まれていたことを述べるとともに、韓国漁船が得られる操業機会に対してその漁獲能力は適正なレベルにあると考えているとコメントした。日本、韓国及び台湾は、CCSBT21 に対して自己評価を提出することを約束し、オーストラリアは、CCSBT20 後直ちにその自己評価を提出するつもりであると述べた。
- 89. 議長は、この議題項目を CCSBT21 に持ち越すよう勧告した。

10.2. 2014 年の行動計画

- 90. 議長は、拡大委員会において、戦略計画の中で優先順位が低い以下の3つの事項がまだ検討されていないことを指摘した。
 - 最大経済生産量 (MEY) の分析
 - 資源再建のためリファレンス・ポイントとして MEY を採用することを含め、SBT 資源から得られる利益を最大化させる代替的な漁獲戦略の評価
 - メンバー及び CNM 間のクオータの譲渡に関する枠組みの策定及び 導入
- 91. メンバーは、これら3つの事項について、長期的に検討されるべき戦略計画上の優先度が低い項目のままとしておくことに合意した。

議題項目11. 協力的非加盟国

- 92. 議長は、会合文書 CCSBT-EC/1310/14 を説明するとともに、会合への南アフリカの欠席に留意した。議長は、南アフリカの CNM としての地位の継続を要請するとともに南アフリカの加盟プロセスがまもなく最終化されることを述べた南アフリカから委員会に宛てた書簡に留意した。
- 93. 会合は、南アフリカの過剰漁獲が継続していることに重大な懸念を表明するとともに、南アフリカがその過剰漁獲を改善するための計画を実施し、また年次報告書で求められている全ての情報を報告することを要請した。特に、用船か国内船かによる操業の報告に代えて、南アフリカは漁業種類ごとに情報を更に細分化するよう要請された。

- 94. 会合は、既存の 3 つの CNM のすべて、すなわち EU、フィリピン及び南 アフリカについて、2014 年の CNM としての地位の継続を承認した。
- 95. 日本は、2013年7月にクロアチアが EU の 28番目のメンバーとして加盟したことを指摘した。日本は、クロアチア船籍の船舶によって漁獲された全ての SBT は、EU による漁獲として現在の EU の配分量の含まれることになるのかどうかを質問した。EU は、そのとおりであると確約した。

議題項目 12. 非加盟国との関係

- 96. 事務局長は、非加盟国と CCSBT の関係に関する会合文書 CCSBT-EC/1310/15 を説明した。
- 97. 事務局長は、CCSBT19からの要請のとおり、中国、香港、シンガポール及び米国に対し、CC8にオブザーバーとして参加するよう招待する書簡を送付したことを確認した。シンガポールは招待に応え、CC8に出席した。米国も招待に応えたが、米国政府の閉鎖のため出席することができなかった。香港は、CC8に参加はしないものの、海洋資源の保存の重要性を認識し、また海洋環境の保存及び持続的利用の促進にかかる努力の強化を継続することに留意したことを CCSBTに約束したいと述べた。中国からの返答はなかった。
- 98. ニュージーランドは、米国が受領した全ての CCSBT の CDS 様式の写し を収集しているかどうかの明確化を求めた。事務局長は、そのとおり実 施されているが、それらの写しはまだ事務局には提供されていないこと を確認した。事務局は、米国が受領した CDS 様式について米国により実 施されているチェックのレベルに関しては確信がない。
- 99. 会合は、中国を参加させる努力の継続が極めて重要であることに合意した。CCSBTメンバーの代表団が、2013年12月中にケアンズで開催される次回のWCPFC会合の合間に中国と接触するよう模索すること、及びこれにかかる CCSBT代表団の調整を日本が主導するよう合意したことが繰り返し述べられた。
- 100.また、CCSBT への中国の参加をさらに奨励するため、以下が合意された。
 - 各メンバーは、外交ルートを通じた中国との接触をそれぞれ検討する。
 - 委員会議長は、全てのメンバーを代表して中国に書簡を送る。

議題項目 13. Kobe プロセスからの勧告の評価

101.事務局長は、Kobe プロセスに関する会合文書 CCSBT-EC/1310/16 を説明した。優先順位が低い二つの事項を除き、CCSBT は Kobe III からの勧告の全てを進捗させていることが留意された。

- 102. ニュージーランドからの要請を受け、ERSWG 議長は、合同混獲技術作業 部会(JTBWG)に関する追加的な背景情報を提供した。
- 103. JTBWG の活動を再活性化させるとともに、調和を促進するために JTBWG が全ての RFMO を包括するよう確保するため、ERSWG 議長が JTBWG 議長に書簡を送り、委員会議長が運営委員会議長に書簡を送る必要があることが合意された。
- 104. 韓国は、なぜ Kobe III 勧告 11 の項目 III 遵守及び取締りに関して進捗なしと記載されているのかを質問した。この勧告では、「Kobe III の参加者は、まぐろ類 RFMO がデータ報告要件にかかる遵守を評価するための共通のフォーマットを策定するよう勧告した。さらに、遵守を促進するため、参加者は、全てのまぐろ類 RFMO が報告のフォーマット、手続き及びタイミングを合理化及び調和させるよう勧告した。」とされている。事務局長は、この項目は当初、優先順位が低いから中程度のものとして認識されていたと説明した。
- 105. 会合は、事務局が、データ報告要件にかかる遵守を評価するために使用 されているフォーマットに関して他のまぐろ類 RFMO と連絡をとるとと もに、調和したフォーマットに関して検討することについて合意した。

議題項目14. 他の機関との活動

- 106. 議長は、その他の機関との活動に関する事務局の会合文書 CCSBT-EC/1310/17 において概説されている本議題項目を紹介した。
- 107. CCSBT のメンバーは、関心のある他の RFMO の会合においてオブザーバーとして出席し、他の RFMO との協調関係を向上させるべく関連事項について CCSBT に報告している。
- 108. CCSBT からのオブザーバーの任務の一環として、メンバーから以下に掲げる報告書(別紙 16)が提出された。
 - 韓国からの報告:第9回WCPFC年次会合(2012年12月2-6日、フィリピン・マニラ)
 - オーストラリアからの報告:第31回南極の海洋生物資源の保存に関する委員会(CCAMLR)年次会合(2012年10月23日-11月1日、オーストラリア・ホバート)。CCSBTとの協力に関する取決め案がCCAMLRにより承認されるとともに、偶発的な海鳥の死亡削減に関する知見をCCSBTと共有する意欲が示されたことが留意された。
 - インドネシアからの報告:第17回インド洋まぐろ類委員会(IOTC) 会合(2013年4月6-10日、モーリシャス)
 - 台湾からの報告:第85回全米熱帯まぐろ類委員会(IATTC)年次会合 (2013年6月10-14日、メキシコ・ヴェラクルス)
 - 日本からの報告:第18回大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)特別会合(2012年11月12-19日、モロッコ)

- 109. CCAMLR の会合を除き、オブザーバーとして参加した全ての会合において CCSBT に関連する事項にかかる議論はなかったことが確認された。
- 110.以下に掲げるメンバーは、2013/14年において、CCSBT からのオブザー バーとして他の RFMO の会合に参加することが合意された。
 - 韓国は、引き続き WCPFC のオブザーバーとなる。
 - オーストラリアは、引き続き CCAMLR のオブザーバーとなる。
 - インドネシアは、引き続き IOTC のオブザーバーとなる。
 - 日本は、引き続き ICCAT のオブザーバーとなる。
 - 台湾は、引き続き IATTC のオブザーバーとなる。

議題項目15. データ及び文書の機密性

15.1. 2013 年の報告書及び文書の機密性

111. 拡大委員会は、事務局作成文書 CCSBT-ESC/1309/04 の別紙 A 及び、事務局作成文書 CCSBT-CC/1310/16 を除き、CCSBT20 の下に開催された会合の報告及びそれら会合に提出された文書が公表されることに留意した。

議題項目 16. 2014 年の会合

- 112. 2014年に関して、以下に掲げる会合及び日程が合意された。
 - 2014年は、ERS 作業部会会合はない。
 - 第19回拡大科学委員会会合、オークランド(ニュージーランド)、 2014年9月1-6日
 - 第9回遵守委員会会合、オークランド(ニュージーランド)、2014年 10月9-11日
 - 第 21 回拡大委員会会合、オークランド (ニュージーランド)、2014 年 10 月 13-16 日
- 113. さらに、遵守委員会作業部会を 2014 年 4 月に釜山(韓国)で開催し、科 学専門家小会合を 2014 年 7 月にシアトル (米国) で開催する。

議題項目 17. CCSBT 第 21 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議 長及び副議長の選出

114. 会合は、CCSBT21 の拡大委員会の議長はニュージーランドから指名され、 副議長は韓国から指名されることに合意した。

議題項目 18. その他の事項

115. その他の事項はなかった。

議題項目19. 閉会

19.1. 報告書の採択

116.会合報告書が採択された。

19.2. 閉会

117. 会合は 2013 年 10 月 17 日午後 4:00 に閉会した。

別紙リスト

別紙

- 1. 参加者リスト
- 2. 議題
- 3. 文書リスト
- 4. メンバーによるオープニング・ステートメント
- 5. 協力的非加盟国によるオープニング・ステートメント
- 6. オブザーバーによるオープニング・ステートメント
- 7. 遵守委員会付託事項
- 8. 財政運営委員会報告書
- 9. 第8回遵守委員会会合報告書
- 10. みなみまぐろ保存委員会のための 2014 年品質保証レビュープログラムに関する付託事項
- 11. 第10回生態学的関連種作業部会会合報告書
- 12. 海鳥混獲緩和措置の有効性技術部会付託事項
- 13. 第18回科学委員会会合報告書
- 14. 拡大委員会及び拡大科学委員会を設立する決議案
- 15. 関心のあるその他の RFMO 会合における CCSBT オブザーバー 報告書

参加者リスト 第20回委員会年次会合に付属する拡大委員会

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
COMMISSI	ON CHAIR							
Malcolm	FORBES	Mr			AUSTRALIA			
COMPLIAN	NCE COMMIT	TEE	CHAIR					
Stan	CROTHERS	Mr			NEW ZEALAND			crothers@xtra.co.nz
SCIENTIFI	C COMMITTE	E CH	IAIR					
John	ANNALA	Dr	Chief Scientific Officer	Gulf of Maine Research Institute	350 Commercial Street Portland, Maine 04101 USA	1 207 772 2321	+1 207 772 6855	jannala@gmri.org
ERSWG CH	IAIR							
Alexander	MORISON	Mr			AUSTRALIA			morisonaquaticsci@gmail.com
MEMBERS								
AUSTRALI	A							
Phillip	GLYDE	Mr	Deputy Secretary	Department of Agriculture	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601, Australia		61 2 6272 4906	phillip.glyde@daff.gov.au
Kelly	BUCHANAN	Ms	Director	Department of	GPO Box 858,	61 2	61 2	kelly.buchanan@daff.gov.au
				Agriculture	Canberra, ACT 2601, Australia		6272 5089	
Johnathon	DAVEY	Mr	Assistant Director (A/g)	Department of Agriculture	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601, Australia		61 2 6272 5089	johnathon.davey@daff.gov.au
Ilona	STOBUTZKI	Dr	Assistant Secretary	Department of Agriculture	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601, Australia	6272	61 2 6272 3882	ilona.stobutzki@daff.gov.au
James	FINDLAY	Dr	Chief Executive Officer	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 7051, Canberra, ACT 2601, Australia	6225	61 2 6225 5500	james.findlay@afma.gov.au

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Matt	DANIEL	Mr	SBT Fishery Manager	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 7051, Canberra, ACT 2601, Australia	6225	61 2 6225 5500	matthew.daniel@afma.gov.au
Sandra	SHARMA	Ms	Senior Policy Officer	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 7051, Canberra, ACT 2601, Australia	6225	61 2 6225 5500	sandra.sharma@afma.gov.au
Mehdi	DOROUDI	Prof	Executive Director	Primary Industries & Regions South Australia	PO Box 1625, Adelaide, SA 5001, Australia	61 8 8226 3994	61 8 8226 0330	mehdi.doroudi@sa.gov.au
Gavin	BEGG	Prof	Research Chief	South Australian Research and Development Institute	GPO Box 397, Adelaide, SA 5001, Australia	61 8 8207 5482	61 8 8207 5406	gavin.begg@sa.gov.au
Brian	JEFFRIESS	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association Ltd (ASBTIA)	PO Box 416, Fullarton, SA 5063, Australia	61 (0)419 840 299	61 8 8682 3749	austuna@bigpond.com
Terry	ROMARO	Mr	Managing Director	Ship Agencies Australia	PO Box 1093, Fremantle, WA 6160, Australia		61 8 9335 5045	terryromaro@aol.com
Michael	THOMAS	Mr	Director	Sarin Group Pty Ltd	PO Box 1073, Port Lincoln, SA 5606, Australia	61 8 8621 4600	61 8 8621 4466	michael.thomas@MRMS.com. au
Andrew	WILKINSON	Mr	General Manager	Tony's Tuna Pty Ltd	PO Box 792, Port Lincoln, SA 5606, Australia	61 8 8682 2266	61 8 8683 0646	andrew@tonystuna.com.au
Hagen	STEHR AO	Mr	Chairman	Stehr Group Pty Ltd	PO Box 159, Port Lincoln, SA 5606, Australia	61 8 8621 2900	61 8 8621 2990	hagen@stehrgroup.net
Mario	VALCIC	Mr	Chairman	Marnikol Fisheries Pty Ltd	PO Box 10, Port Lincoln, SA 5606, Australia	61 8 8683 3900	61 8 8683 3988	marnikol@bigpond.net.au
Joe	PUGLISI	Mr	Chairman	Dojo Pty Ltd	17 Blacker Court, Port Lincoln, SA 5606, Australia	61 (0)419 023 007		dojopuglisi@bigpond.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Claire	WEBBER	Ms	Industry Research/Lia ison Officer	Australian SBT Industry Association Ltd (ASBTIA)	PO Box 1146, Port Lincoln, SA 5606, Australia	61 8 8682 3257	61 8 8682 3749	sbt_research@bigpond.com
Robin	PIKE	Mr	Director	Eyre Tuna Pty Ltd	PO Box 533, Port Lincoln, SA 5606, Australia	61 (0)407 833 284		robin@eyretuna.com.au
Daniel	ТЕН	Mr		Eyre Tuna Pty Ltd	PO Box 533, Port Lincoln, SA 5606, Australia	61 (0)411 526 392		danieltehst@gmail.com
FISHING E	NTITY OF TA	IWAN	Ī					
Shiu-Ling	LIN	Ms	Deputy Director	Fisheries Agency	No. 70-1, Sec. 1, Jinshan S. Rd., Taipei, Taiwan	886 2 3343 6156	886 2 3343 6096	shiuling@ms1.fa.gov.tw
Cheng-Maw	SHIH	Mr	Consul General	Ministry of Foreign Affairs	No. 2 Kaitakelan Blvd., Taipei, Taiwan	886 2 2348 2533	886 2 2361 7694	cmshih@mofa.gov.tw
Mu-Hsien	CHIEN	Ms	Secretary	Ministry of Foreign Affairs	No.2 Kaitakelan Blvd. Taipei Taiwan	886 2 2348 2528	886 2 2361 7694	mhchien@mofa.gov.tw
Cheng-Shen	CHANG	Mr	Presidant	Overseas Fisheries Development Council	19, Lane 113, Roosevelt Road, Sec.4, Taipei, Taiwan	886 2 2738 1522	886 2 2738 4329	david@ofdc.org.tw
Ho-Hsin	KUNG	Ms	Assistant	Overseas Fisheries Development Council	No. 70-1, Sec. 1, Jinshan S. Rd., Taipei, Taiwan	886 2 3343 6093	886 2 3343 6128	hohsin@ms1.fa.gov.tw
Wen-Jung	HSIEH	Mr	President	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1ST RD, Kaohsiung, Taiwan	886 7 831 2151	886 7 841 7519	siunion.fishery@msa.hinet.net
Yin-Her	LIU	Mr	Chairman	Indian Ocean Fishing vessels Operational Committee of Taiwan Tuna	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1ST RD, Kaohsiung, Taiwan	886 7841 9606	886 7 831 3304	woen.chang@msa.hinet.net
Kuan-Ting	LEE	Mr	Secretary	Association Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1ST RD, Kaohsiung, Taiwan	886 7841 9606	886 7 831 3304	simon@tuna.org.tw

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
INDONESIA	A							
`oni	RUCHIMAT	Dr	Director for Fisheries Resources Management	Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 1002	34530	truchimat@yahoo.com
'yas	BUDIMAN	Mr	Director for Fishing Enterprise Service	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 8, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 8831/ 8834	62 21 35230 28	N/A
aut	TAMPUBOLON	Mr	Deputy Director for Fisheries Resource in Indonesia EEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta Pusat 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 1002	34530	s.tampubolon@yahoo.com and sdi.djpt@yahoo.com
yah	RETNOWATI	Mrs	Deputy Director for Data and Statistic of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta Pusat 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 1002		retnowatii@yahoo.com
eppi	SUDARJA	Mr	Deputy Director for Fishing Business Allocation	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 8, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 8831/8 834	28	N/A
ayakun	SATRIA	Dr	Director of Research Institute for Fisheries Enhancement and Conservation (RIFEC)	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Jatiluhur Purwakarta 41152 Indonesia		62 264 20876 8	budhnug03@yahoo.com
Budi	NUGRAHA	Mr	Director of Research Institute for Tuna Fisheries - Bali	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Raya Pelabuhan Benoa, Bali, Indonesia	62 361 72620 1		budhnug03@yahoo.com
Dian	OFITRI	Mrs	Assistant Deputy Director for Publication of Fishing Document Service	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 8, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 8831/ 8834	62 21 35230 28	N/A

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Ahyadi	MAHRUS	Mr	Staff of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 12, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35217 81	62 21 35217 81	mahrus_mmaf@yahoo.com
Dwi Agus Siswa	PUTRA	Mr	Secretary General	Indonesia Tuna Long Line Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Benoa, Denpasar – Bali, Indonesia	72739		atli.bali@gmail.com and sec@atli.org
William	SUTIOSO	Mr	Head Section of Investation and Capitol of Integrated Fisheries Association	Fisheries	Jl. Gedong Panjang II No. 14 – J, Jakarta Barat 11240, Indonesia	62 21 69031 32		aspertadu@yahoo.com
JAPAN								
Shigeto	HASE	Mt	Chief Councillor	Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100- 8907	81 3 3591 2045	81 3 3502 0571	shigeto_hase2@nm.maff.go.
Sayako	TAKEDA	Ms	Assistant Director	International Affairs Division, Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100- 8907	81 3 3502 8459	81 3 3502 0571	sayako_takeda@nm.maff.go.
Yuki	MORITA	Mr		Fisheries Management Division, Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100- 8907	81 3 3591 6582	81 3 3595 7332	morita_yuuki@nm.maff.go.j
Masanori	WADA	Mr	Senior Deputy Director	Fishery Division, Economic Affairs Bureau Ministry of Foreign Affairs	2-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100- 8919	81 3 5501 8000 ext. 5547	81 3 5501 8332	masanori.wada@mofa.go.jp
Hiroyuki	YAMAGUCHI	Mr	Counsellor	Australia Embassy of Japan	112 Empire Circuit, Yarranlumla, Camberra ACT 2600, Australia	61 2 6272 7240	61 2 6273 3686	hiroyuki.yamaguchi@mofa.g jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Daisuke	KADOWAKI	Mr	Assistant Director	Agricultural and Marine Products Office, Trade Control Department, Ministry of Economy, Trade and Industry	Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100- 8901	81 3 3501 0532	81 3 3501 6006	kadowaki-daisuke@meti.go.jp
Tomoyuki	ІТОН	Dr	Group Chief	Research	5-7-1 Orido, Shimizu Shizuoka 424- 8633	81 54 336 6000	81 543 35 9642	itou@affrc.go.jp
Jun	YAMASHITA	Mr	President	Japan Tuna Fisheries Association	31-1 Eitai 2- Chome Koto-ku Tokyo 135- 0034 JAPAN	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Nozomu	MIURA	Mr	Manager	Japan Tuna Fisheries Association	31-1 Eitai 2- Chome Koto-ku Tokyo 135- 0034 JAPAN	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Kojiro	GEMBA	Mr	Chief	Japan Tuna Fisheries Association	31-1 Eitai 2- Chome Koto-ku Tokyo 135- 0034 JAPAN	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Kenichi	NISHIKAWA	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Association	31-1 Eitai 2- Chome Koto-ku Tokyo 135- 0034 JAPAN	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Yoshiyuki	HAMADA	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Association	31-1 Eitai 2- Chome Koto-ku Tokyo 135- 0034 JAPAN	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Kimio	NISHIKAWA	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Association	31-1 Eitai 2- Chome Koto-ku Tokyo 135- 0034 JAPAN	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Michio	SHIMIZU	Mr	Executive Secretary	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F 1-1-12 Uchikanda Chiyoda-ku Tokyo 101- 8503	81 3 3294 9634	81 3 3294 9607	ms-shimizu@zengyoren.jf- net.ne.jp
Hirohito	IKEDA	Mr	Adviser	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F 1-1-12 Uchikanda Chiyoda-ku Tokyo 101- 8503	81 3 3294 9634	81 3 3294 9607	hirohito@poppy.ocn.ne.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
NEW ZEAL Arthur	AND HORE	Mr	Manager, Highly Migratory Species	Ministry for Primary Industries	PO Box 19/747, Avondale, Auckland 1746, NZ	820	64 9 820 1980	Arthur.Hore@mpi.govt.nz
Kevin	SULLIVAN	Dr	Manager, Fisheries Stock Assessment	Ministry for Primary Industries	PO Box 2526, Wellington, New Zealand	64 4 819 4264	N/A	Kevin.Sullivan@mpi.govt.nz
Dominic	VALLIÈRES	Mr	Senior Fisheries Analyst	Ministry for Primary Industries	PO Box 2526, Wellington, New Zealand	64 4 819 4654	N/A	Dominic.Vallieres@mpi.govt nz
Kate	NEILSON	Ms	Legal Advisor	Ministry of Foreign Affairs and Trade	Private Bag 18 901, Wellington, New Zealand	64 4 439 8028	N/A	kate.neilson@mfat.govt.nz
Peter	BALLANTYNE	Mr		Solander Group Ltd	PO Box 5041, Port Nelson	64 3 545 9652	64 3 545 9651	pdb@solander.co.nz
REPUBLIC	OF KOREA							
ZangGeun	KIM	Dr	Scientist	National Fisheries Research and Development Institute	216 Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan, Rep. of Korea	82 51 720 2310	82 51 720 2337	zgkim@korea.kr
SungSu	LIM	Mr	Assistant Director	MOF(Ministry of Oceans and Fisheries)		82 44 200 5369	82 44 200 5379	sslim789@korea.kr sslim7890@gmail.com
JungRe	KIM	Ms	Advisor	MOF(Ministry of Oceans and Fisheries)	Government Complex Sejong 94, Dasom20Ro, Sejong-City, 339-012, Korea	82 44 200 5370	82 44 200 5379	drew1126@naver.com
Jiae	SON	Ms	Assistant Director	National Fishery Products Quality Managemnet Service	8-30Ro, Jungangde-Ro, Jung-Gu, Busan, Korea	82 51 602 6033		sonjie@korea.kr

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
JuHeon	KIM	Ms	Assistant Director	National Fishery Products Quality Managemnet Service	371 Seohaedaero , Jung-Gu , Incheon-City, Korea	82 32 881 6063		jhkim84@korea.kr
HyoSang	KIM	Mr	Manager	Korea Overseas Fisheries Association	6th fl, Samho Center Bldg, 275-1, Yangjae- Dong, SeoCho- Gu, Seoul, korea	82 2 589 1614	82 2 589 1630	coelho@kosfa.org
BoRam	JO	Ms	Manager	Dongwon Industries Co., Ltd	275, Yangjeadong, Seochogu, Seoul, korea	82 2 589 4074	82 2 589 4397	
SoungHo	SHIN	Mr	Manager	Dongwon Fisheries Co., Ltd	569-34, Sinpyung- Dong, Saha-gu, Busan, korea	82 51 290 0182	82 51 207 2715	
JeonGil	CHU	Mr	Manager	Sajo Industries Co., Ltd	157, Chungjeongno 2-ga, Seodaemun-gu, Seoul, Korea	82 2 3277 1651	82 2 3277 1768	mata@sajo.co.kr
	TING NON-M	IEMBE	RS					
PHILIPPIN Benjamin	TABIOS JR.	Mr	Assistant Director	Bureau of Fisheries and Aquatic Resources	PCA Building, Quezon City	929 8390	929 8390	benjo_tabios@yahoo.com and tabios.bfar@yahoo.com
Richard	SY	Mr	Director	Phil Tuna Longline Ass.	Manila, Philippines	244 5563	244 5566	syrichard139@gmail.com
EUROPEA	N UNION							
Kristofer	DU RIETZ	Mr	Adviser, International Affairs and Markets	European Commission Directorate- General Maritime Affairs and Fisheries Directorate International Affairs and Markets	European Commission Office J-99, 04/18 1049 Brussels Belgium	+32 2 296 64 34	+32 2 297 95 40	kristofer.du-rietz@ec.europa.eu

OBSERV	ERS									
Fisheries	Fisheries Development Council International									
Allen	HUNG	Mr	Secretary	Fisheries Development Council International	19, Lane 113, Roosevelt Road, Section 4, Taipei, Taiwan	886 2 2738 5413	marinehong@gmail.com			

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
HUMANE S	OCIETY INTE	RNA'	TIONAL					
Alexia	WELLBELOVE	Mrs	Senior Program Manager	Humane Society International	PO Box 439, Avalon NSW 2107	61 2 9973 1728	61 2 9973 1729	alexia@hsi.org.au
Alistair	GRAHAM	Mr	Adviser, international conservation	Humane Society International	PO Box 439, Avalon NSW 2107	61 2 9973 1728	61 2 9973 1729	alistairgraham1@bigpond.com
Nigel	BROTHERS	Mr	Seabird consultant	Humane Society International	PO Box 439, Avalon NSW 2107	61 2 9973 1728	61 2 9973 1729	brothersbone@yahoo.com.au
TRAFFIC								
Glenn	SANT	Mr	Fisheries Trade Programme Leader	TRAFFIC	ANCORS, University of Wollongong. Wollongong, NSW, 2522	61 2 4221 3221		glenn.sant@traffic.org
Hiromi	SHIRAISHI	Ms	Programme Officer	TRAFFIC	6th Fl. Nihonseimei Akabanebashi Bldg.,, 3-1-14, Shiba, Minato- ku, 105-0014 Tokyo, Japan	81 3 3769 1716	81 3 3769 1717	shiraishi@trafficj.org
U.SJAPAN	RESEARCH IN	ISTI	TUTE					
Atsushi	ISHII	Prof	Researcher	U.SJapan Research Institute	41, Kawauchi, Aoba, Sendai, Miyagi, JAPAN 980-8576	795	81 22 795 6010	ishii@cneas.tohoku.ac.jp
Isao	SAKAGUCHI	Prof	Researcher	U.SJapan Research Institute	Gakushuin University, 1-5- 1 Mejiro, Toshima-ku, Tokyo 171- 8588, Japan	81 3 3983 898	81 3 5992 1006	isao.sakaguchi@gakushuin.ac. jp
INTERPRET	TERS							

INT	TER	PRE	TERS
-----	------------	-----	------

Saemi BABA Ms KOIKE Kumi MsYAMAKAGE Yoko Ms

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email					
CCSBT SE	CCSBT SECRETARIAT											
Robert	KENNEDY	Mr Executive Secretary					rkennedy@ccsbt.org					
Akira	SOMA	Mr Deputy Executive Secretary		PO Box 37, Deakin West	61 2	61 2	asoma@ccsbt.org					
Susie	IBALL	Ms Compliand Manager	e	ACT 2600 AUSTRALIA	6282 8396	6282 8407	siball@ccsbt.org					
Samantha	MATTHEWS	Ms										

議題

第 20 回委員会年次会合に付属する拡大委員会 2013 年 10 月 14-17 日 オーストラリア、アデレード

- 1. 開会
 - 1.1. 第20回委員会に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. オープニング・ステートメント
 - 1.3.1. メンバー
 - 1.3.2. 協力的非加盟国
 - 1.3.3. オブザーバー
- 2. 事務局からの報告
- 3. 財政及び運営
 - 3.1. 財政運営委員会からの報告
- 4. SBT漁業及びERS相互作用に関するレビュー
 - 4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告
 - 4.1.1. 市場モニタリング
 - 4.1.2. オーストラリア畜養事業 (ステレオビデオモニタリングの導入 等)
 - 4.1.3. その他
- 5. 遵守委員会からの報告
- 6. 生態学的関連種作業部会からの報告
- 7. CCSBT ERS 勧告の改正
- 8. 拡大科学委員会からの報告
- 9. 総漁獲可能量及びその配分
 - 9.1. TAC の決定
 - 9.2. 調査死亡枠
 - 9.3. TAC の配分
- 10. CCSBT 戦略計画の実施
 - 10.1. 2013年の行動計画
 - 10.1.1. CCSBT パフォーマンス・レビュー(優先度:高い)
 - 10.1.2. REIO に対する CCSBT の加入資格の拡大に関するメカニズム の策定(優先度:中程度)
 - 10.1.3. 旗国/漁業主体による漁獲能力の自己評価(優先度:低い)
 - 10.2. 2014年の行動計画

- 11. 協力的非加盟国
- 12. 非加盟国との関係
- 13. Kobe プロセスからの勧告の評価
- 14. 他の機関との活動
- 15. データ及び文書の機密性15.1. 2013 年の報告書及び文書の機密性
- 16. 2014年の会合
- 17. CCSBT 第 21 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の 選出
- 18. その他の事項
- 19. 閉会
 - 19.1. 報告書の採択
 - 19.2. 閉会

文書リスト 第 20 回委員会年次会合に付属する拡大委員会

(CCSBT-EC/1310/)

- 1. Provisional Agenda
- 2. List of Participants
- 3. Draft List of Documents
- 4. (Secretariat) Report from the Secretariat
- 5. (Secretariat) Revised 2013 Budget
- 6. (Secretariat) Draft 2014 Budget
- 7. (Secretariat) Review of SBT Fisheries and ERS Interaction
- 8. (Secretariat) Report from the Compliance Committee
- (Secretariat) Report from the Tenth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group
- 10. (Secretariat) Modification of CCSBT's ERS Recommendation
- 11. (Secretariat) Report from the Extended Scientific Committee
- 12. (Secretariat) Total Allowable Catch and its Allocation
- 13. (Secretariat) Implementation of CCSBT Strategic Plan
- 14. (Secretariat) Cooperating Non-members
- 15. (Secretariat) Relationship with Non-members
- 16. (Secretariat) Kobe Process
- 17. (Secretariat) Activities with Other Organisations
- 18. (Secretariat) Confidentiality of Data and Documents
- 19. (ERS Chair) Presentation of the Report of the 10th Meeting of the Ecologically Related Species Working Group
- 20. (SC Chair) Presentation of the Report of the 18th Meeting of the Scientific Committee incorporating the Extended Scientific Committee
- 21. (Japan) Report from the CCSBT Observer to the 18th Special Meeting of International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas (ICCAT)
- 22. (Australia) Draft Resolution on Reducing the Incidental Bycatch of Seabirds in Longline Fisheries
- 23. (Australia) Draft Resolution to Mitigate the Impact on Ecologically Related Species of Fishing for Southern Bluefin Tuna
- 24. (New Zealand) New Zealand Self Assessment of Fishing Capacity
- 25. (Taiwan) Report from the CCSBT Observer (Chinese Taipei) on the 2013 Annual Meeting of the Inter-American Tropical Tuna Commission
- 26. (Indonesia) Report from the CCSBT Observer to Sixteenth Session of Indian Ocean Tuna Commission (IOTC)

- 27. (Korea) Report from the CCSBT Observer to the 9th Regular Session of the Commission for the Conservation and Management of Highly Migratory Fish Stocks in the Western and Central Pacific Ocean (WCPFC)
- 28. (Australia) Report From the CCSBT Observer to the 31st Annual Meeting of the Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living resources (CCAMLR)

(CCSBT-EC/1310/BGD)

1. (Secretariat) Quota Trading (a paper submitted to CCSBT 12)

(CCSBT-EC/1310/Rep)

- 1. Report of the Eighth Meeting of the Compliance Committee (October 2013)
- 2. Report of the Eighteenth Meeting of the Scientific Committee (September 2013)
- 3. Report of the Tenth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (August 2013)
- 4. Report of the Fourth Operating Model and Management Procedure Technical Meeting (July 2013)
- 5. Report of the Second Meeting of the Compliance Committee Working Group (May 2013)
- 6. Report of the Nineteenth Annual Meeting of the Commission (October 2012)
- 7. Report of the Seventh Meeting of the Compliance Committee (September 2012)
- 8. Report of the Seventeenth Meeting of the Scientific Committee (August 2012)
- 9. Report of the Ninth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (March 2012)
- 10. Report of the Eighteenth Annual Meeting of the Commission (October 2011)
- 11. Report of the Sixth Meeting of the Compliance Committee (October 2011)
- 12. Report of the Special Meeting of the Commission (August 2011)
- 13. Report of the Seventeenth Annual Meeting of the Commission (October 2010)
- 14. Report of the Fifth Meeting of the Compliance Committee (October 2010)

(Documents to be discussed from the Compliance Committee Meeting)¹

(CCSBT-CC/1310/SBT Fisheries -)

Australia Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission

 $^{^{\}rm 1}$ Documents from CC meeting which Members might want to discuss at the Extended Commission (EC) meeting. These documents will not be renumbered.

Indonesia Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission CCSBT

Japan Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission

Korea Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission

New Zealand New Zealand Annual Report to the Compliance Committee and the

Extended Commission

Taiwan Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission

European Union 2012 Annual Report of the European Union to the Compliance

Committee and the Extended Commission

Philippines Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission

South Africa Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission

(CCSBT-CC/1310/)

Many documents in this category may be relevant to EC discussion, including;

- 4. (Secretariat) Compliance with CCSBT Management Measures (Rev.1)
- 5. (Secretariat) Draft Minimum Performance Requirements (Compliance Policy 1) for the CCSBT's Catch Documentation Scheme and for Transhipment
- 6. (Secretariat) Consideration of an IUU Vessel list for the CCSBT
- 7. (Secretariat) Draft Port State Measures for the CCSBT
- 8. (Secretariat) GTC's Report on the Trial Quality Assurance Review Australia
- 9. (Secretariat) GTC's Report on the Trial Quality Assurance Review Japan
- 10. (Secretariat) GTC's Report on the Trial Quality Assurance Review Korea
- 11. (Secretariat) GTC's Report on the Trial Quality Assurance Review New Zealand
- 12. (Secretariat) GTC's Report on the overall Quality Assurance Review Trial
- 13. (Secretariat) International Monitoring, Control and Surveillance Network
- 14. (Secretariat) Operation of CCSBT MCS Measures (Rev.1)
- 15. (Secretariat) Southern Bluefin Tuna Trade Data: Annual Analyses
- 16. (Secretariat) Costs and benefits of a web-based eCDS for the CCSBT
- 17. (Secretariat) Options for strengthening the CCSBT's Scientific Observer Program Standards
- 18. (Indonesia) Proposal to Re-Asses Indonesia's Annual Catch Quota

オーストラリアのオープニング・ステートメント

皆さん、おはようございます。アデレードへようこそ。

アデレードの丘及び道中のいろいろなスポットへのツアーに参加された皆さんは、ずっと記憶に残るでありましょうアデレードでの楽しい経験及び思い出を作られたことと思います。

オーストラリアは、CCSBT第20回年次会合をホストするに当たり、メンバーの皆さんからいただいた感謝のお言葉をありがたく思うとともに、また、会合の手配、今後4日間にわたり我々が検討することとなる、いつも通りに質の高い会合文書を準備してくださった事務局の準備作業にも感謝いたします。

オーストラリアの立場を申し上げれば、今週の成功とは、ミナミマグロの産 卵親魚資源が枯渇している状態に対応し、その再建を確保するための管理方 式に基づいた全世界の総漁獲可能量のコンセンサスによる決議を採択するこ とです。再建予測に関して、いくつかの前向きな兆候はありますが、それは あくまでも将来予測にすぎません。

また、今週の会合は、拡大委員会に対し、SBT漁業のより広範な管理に焦点を当てることを求めています。オーストラリアの立場を申し上げれば、今週の成功とは、特に生態学的関連種に関してより強力な管理措置を整備すること、及び昨年経験したように全メンバーによる継続的な協力を得ることであります。

先週開催された遵守委員会会合では、法的拘束力を有する措置の採択による 遵守強化の必要性があるという点において、メンバー及び協力的非加盟国の 間で一般的なコンセンサスが得られました。メンバー4カ国の試行的品質保 証レビュー実施の成功はこのことの証拠であり、建設的な議論によって品質 保証レビューのメカニズムの継続的な実施が強く支持されました。

オーストラリアは、今週、全世界の総漁獲可能量の範囲内で、各メンバー及び協力的非加盟国の国別割当量に合意することの重要性を認識しています。この課題は、地元に根付いた有力な業界を持ち、かつミナミマグロの重要な沿岸生息国であるオーストラリアにとって極めて重要なものです。この委員会が最善の努力を尽くし、また、オーストラリアが単独で科学調査に数千万ドルを費やしてきたにもかかわらず、ミナミマグロ資源は依然として著しく枯渇した状態です。

この委員会は、総漁獲可能量及び国別配分量を設定するという毎年の主要課題に対処することに時として困難を強いられてきました。オーストラリアとしては、今後3年間の総漁獲可能量を設定し、国別配分量を決定するという今週の主要な作業を達成することができれば、拡大委員会の焦点を他の優先事項に向けることが可能となると期待しています。オーストラリアにとって、これらの中で最も重要なことは、第一に、海鳥、サメ及び海亀のような生態学的関連種に対するミナミマグロ漁業の影響に取り組むことです。この作業は、閉会期間中の我々の作業部会によって、今次会合における優先検討事項として特定されており、このことは、今週我々が議論することになっているオブザーバー報告要件によっても強調されています。

最後に、今一度皆さんをオーストラリアに歓迎するとともに、オーストラリアは、今週、拡大委員会が目的を達成することを確実にするために、引き続き全メンバーと共に建設的かつ協力的に作業していくことをお約束いたします。

ありがとうございました。

漁業主体台湾のオープニング・ステートメント

議長、代表団、オブザーバー、ご列席の皆様、おはようございます。

台湾代表団を代表して、今次会合をホストし、我々を美しい街、アデレードに温かく歓迎していただき、昨日素晴らしいエクスカーションを手配してくださったオーストラリア政府に感謝の意を表します。我々一同、エクスカーション並びにすばらしいモーニングティー、ランチ及びワインテイスティングを満喫いたしました。また、このように徹底した会議文書の準備及び会合の手配をしてくださったケネディー氏及び事務局スタッフにも感謝申し上げます。また、協力的非加盟国のフィリピン及び欧州連合代表団の皆様、並びにヒューメイン・ソサエティー・インターナショナル、漁業開発協議会インターナショナル(FDCI)、日米研究インスティテュート、及びトラフィックからのオブザーバーの皆様も歓迎いたします。

2011年に、我々は、SBTの産卵親魚資源量を初期産卵親魚資源量の20%とする暫定的な再建目標の達成を確保すべく、管理方式 (MP) を全世界の総漁獲可能量 (TAC) を設定するための指針に使用するという大変重要な決定をいたしました。

過去数年間にわたってメンバーがTACを削減してきた結果として、今年9月にキャンベラで開催された拡大科学委員会において、2011年に拡大委員会で決定した2014年のTAC(12,449トン)を修正する必要はないという勧告が得られたことを喜ばしく思います。さらに、MPに基づいて2015-2017年(14,647.4トン)に関して勧告された年間TACは、2014年のTACから約18%増加させることができます。

上記の資源の暫定的な再建目標に達するためには、全メンバー及び協力的非加盟国の国別割当量又は漁獲制限を管理及び監視することが、監視・管理・取締り(MSC)措置の最も重要な作業だと信じております。同時に、CCSBTによって採択された漁獲証明制度(CDS)は、現存のMCS措置の中で最も有用なツールです。我々は、当該措置の効果的な実施を確保するべきです。さらに、データ収集及びMCS措置に関するキャパシティビルディングのために発展途上国をどう支援するかということは、依然として大変重要な課題です。我々が懸念しているもう一つの重要な課題は、資源評価によって使用されるデータの正確性を確保するために、全てのSBTの死亡要因が収集、監視され、拡大委員会へ報告されなければならないということです。

最後に、SBT 漁業について前向きな成果を達成するために、これから数日間に

わたり、全メンバー及び協力的非加盟国の皆さんと共に作業することを楽しみにしています。

ありがとうございました。

インドネシアのオープニング・ステートメント

議長、代表団の皆様、ご列席の皆様。

皆さん、おはようございます。

発言の機会を頂きありがとうございます。

まず初めに、インドネシア代表団を代表いたしまして、この拡大委員会会合をホストし、昨日、思い出深いツアーを無償で手配してくださったオーストラリア政府に感謝の意を表します。我々は、ツアー及びこの美しい街を心から満喫しております。

同時に、第20回 CCSBT 拡大委員会の開催にあたり多大な努力をしてくださった CCSBT 事務局にも感謝いたします。

私は、この拡大委員会会合は、SBT の保存管理措置に関するいくつかの重要な課題を議論及び決定するものと理解しております。メンバーとして、私は、実際のところ回避することが不可能ないくつかの課題はあるものの、かかる措置を遵守するという我々のコミットメントを繰り返し申し上げる必要があります。それゆえ、私は、意志決定過程において、採択された保存管理措置の効果的な実施に関して、メンバーが直面している状況又は困難な課題が考慮されることを願っております。

議長、代表団の皆様、ご列席の皆様。

この重要な機会に、年間漁獲割当量の実施における我々の経験を共有させてください。既に申し上げましたように、我々は、SBT 資源の持続的利用を確保することを目的としていると我々が信じているこの管理措置を支持することをお約束いたします。

しかし、このクオータ手法の導入から5年も経たないうちに、我々は、主にインドネシアの漁業管理水域内で操業している沿岸零細まぐろはえ縄漁船、または小規模漁業の存在により、現在確保されているクオータに基づいた年間漁獲量の上限を管理することにおいて、いくつかの困難に直面しています。SBT が予期せぬ混獲魚として漁獲されているため、我々が、彼らのSBT 漁獲を阻止することは不可能です。また、彼らは、彼らの主要な生計の手段として他のまぐろ種を漁獲しているのであって、彼らが意図的に SBT を漁獲しようとしているのではないため、SBT を漁獲していることでもって彼らを責めたり、罰金を科すことはできません。その上、彼らは、何十年もの間、沿岸零細まぐろはえ縄漁業に携わってきているのです。

議長、代表団の皆様、ご列席の皆様。

我々は、沿岸零細漁業者が生計を立てていくためには、現在確保されている クオータでは少なすぎると考えており、インドネシアの年間漁獲割当量を再 考するための提案を提出いたしました。我々は、遵守委員会会合中にもこの 提案をいたしましたが、検討、支持及び承認をいただくため、第 20 回 CCSBT 拡大委員会会合においてもかかる提案を提示したいと考えております。

最後に、メンバー間の協力精神の下、今一度、私は、この懸案事項に関する メンバーのご理解に感謝申し上げます。

ありがとうございました。

トニ・ルチマット博士 インドネシア代表団長

日本のオープニング・ステートメント

おはようございます。日本代表団を代表して一言申し上げます。

まず初めに、この美しいアデレードで第 20 回 CCSBT 年次会合を開催して下さったオーストラリア当局に、心から御礼申し上げます。気持ちの良い天候に恵まれて、アデレードでの滞在を楽しんでおります。また、昨日は、オーストラリア当局のご招待により、美しい風景、有名なオーストラリアワインと楽しい食事を堪能しました。私は生まれて初めてカンガルーも食べました。また、この会合の開催にあたり、多大なる尽力をされてきたケネディ氏をはじめとする事務局のスタッフ、いつもながら素晴らしい仕事をして下さる通訳の方々にも御礼申しあげます。

さて、本年は、CCSBT の 20 回目の年次会合という記念すべき年です。また、2011年に合意された MP により 2 回目の TAC が算出され、それに基づいて漁獲枠が決定されるということにおいても、この管理方式による資源回復が軌道に乗っていくための大切な年です。幸い、これまでの関係者の努力によりミナミマグロ資源は回復の兆しを示し始めています。私達は、生態学的関連種にも配慮しつつ、漁業の発展を図っていかなければなりません。

我が国は、過去数年にわたり、遵守を強化するための国内制度の整備に取り組んできました。これは、我が国のミナミマグロ漁業界と行政の双方にとって大変な苦労と痛みを伴うものでありましたが、私達はこれを成し遂げました。毎日の詳細な漁獲報告や水揚げ検査の完全実施等の施策を通じて、CCSBTの採択した保存管理措置の遵守を確保できていることを誇りに思います。また、これに満足せず、絶え間ない努力によって、更にその向上に取り組んでいくこととしています。このことに対し、皆さんのご理解が得られることを期待しています。

次に私は、建設的な議論のために言いにくいことも率直に言わなければなりません。今回、私達は、CCSBTの長年の懸案である、オーストラリアの蓄養に関連する問題について、オーストラリアが昨年約束した通り、ステレオビデオの導入という前進を見ることができるものとの大いなる期待を胸にこの地にやってきました。大変残念なことに、先週行われた遵守委員会の場で、この期待は裏切られてしまいました。しかしながら、私達は希望を捨ててはいません。一日も早くこの問題が CCSBT に投げかけている懸念を払拭できるよう、この問題に正面から向き合い、拡大委員会の場において必ずや一定の前進が見られることを強く期待しております。

今回も、私達の前にはたくさんの議題が用意されています。困難な議題も数多くあるかと思いますが、友情に基づく建設的な議論により、実りある会議となることを祈念しております。

ありがとうございました。

ニュージーランドのオープニング・ステートメント

テナ コウトウ、テナ コウトウ、テナ コウトウ カトア。ナガ ミヒ ヌイ キ ア コウトウ。

ニュージーランドの代表団を代表して、この会合の議長、ご列席の皆様、代表団の仲間の皆様及びオブザーバーの皆様にご挨拶申し上げます。

まず初めに、本日我々を迎え入れてくださったことに感謝申し上げるとともに、ホストであるオーストラリア政府に対して、今次会合の会場としてアデレード及びこのすばらしいコンベンションセンターを選択してくださったことに御礼申し上げます。

また、昨日のエクスカーションについてオーストラリア代表団にも感謝申し上げます。3日間にわたる厳しい遵守委員会会合の後のよい小休止になりました。

さて、我々の目前にあるこの会合に目を向けますと、いつも通りニュージーランドは、当委員会の重要な作業において、より建設的な話し合いができることを楽しみにしております。管理方式の採択は、我々全員にとって重要なマイルストーンでした。かかる方式によって、この委員会により採択された保存のためのイニシアティブから得られる利益を実感できるようになったことは、励みになるものです。

我々は楽天的にこの会合に臨みましたが、遵守委員会において、もともとは 2006年にこの委員会に対して約束されていたオーストラリア漁業におけるステレオビデオ技術の導入が更に遅れるとの情報に接し、幻滅させられました。この遅れは、他の委員会メンバーの関心事項に重大な影響を与えるでしょうし、ニュージーランドは、今次会合の議題を進めていくに当たって、これらの影響を反映する必要があります。これは、控えめに言っても、残念です。

よりポジティブな点として、科学委員会が、ミナミマグロの資源評価において、漁業に関連するすべての死亡要因を組み込むプロセスをようやく開始したことは喜ばしいことです。これは、大変重要な前進への第一歩であり、非常に遅れをとりました。委員会にとって、今がまさに、同様に一歩前に進み、その管理協定においてこれら全ての死亡を考慮する時です。

ニュージーランドが、最も重要な問題として、遊漁及び投棄を含むミナミマグロの全ての死亡が、これらが関連する国別配分量として計上されるべきであると引き続き主張することは、他のメンバーの皆さんにとっては驚くべきことではないでしょう。

我々は、全世界のTAC及び国別割当量が増加した際には、明らかにそうする機会を有しており、また、ニュージーランドは、全ての死亡を含む国別配分量に帰属する漁獲量の共通の定義が策定され、速やかに適用されるべきと考えています。これを達成して初めて、我々は理に適った、かつ妥当な漁業管理体制を実行していると確信を持って主張することができるのであります。また、この行動は、ミナミマグロを漁獲する船舶を有する全ての国はこの委員会に協力しなければならないという我々の主張のより強い論拠となるでしょう。

また、ニュージーランドは、漁獲量が増加した際、特に生態学的関連種に関する漁獲努力量の増加の潜在的な影響を考慮しなければならないと考えています。偶発的な混獲種に関するあらゆる漁業の逆効果を管理及び緩和することもまた、優れた取組みであり、妥当な漁業管理です。我々は、主要なリスク海域及びリスクのある種に対応するためのさらなる混獲緩和行動を採択する準備をするべきです。

議長、最後に、ニュージーランドは、近年における当委員会の進展に励まされており、今回の、そして将来の会合でもその機運を維持することは大変重要だと信じております。

ありがとうございました。

韓国のオープニング・ステートメント

議長、

事務局長及び事務局チームの皆様、

メンバーの代表団の皆様、協力的非加盟国及びオブザーバーの皆様。

まず初めに、韓国の代表団を代表いたしまして、この美しい街、アデレードにおいてCCSBT第20回会合をホストしていただいたオーストラリア政府に感謝申し上げます。また、大変効率的に会合の準備をしてくださったケネディー氏及び彼のチームの皆さんにも感謝いたします。

我々が承知のとおり、2年前にMPを採択して以来、当委員会が3年間のTACを決定するのは今回が2度目となります。2年間という短い間に、当委員会は大変重要な成果を成し遂げました。例えば、我々は、外部機関による遵守の検証制度、いわゆる品質保証レビューを導入及び実施するとともに、CDSのような重要な管理手段に関する最低履行要件を策定しました。まだ相当の改善の余地はありますが、これまでに我々が成し遂げてきたこれら全ての進展は、他のRFMOsにとってよい模範となるものであり、我々は、我々自身に誇りを持って良いものと考えます。

今年の科学委員会は、SBT資源にいかなる異常事態も発生しておらず、当委員会はそのTACを多少増加することができると結論づけました。これは、当委員会が資源回復のゴールに向けて円滑に前進していることを意味しており、明らかに朗報です。しかしながら、これは、我々のガードを下げ、座して寛いでいても良いということを意味しているものではありません。むしろ、CC SBT措置の遵守を持続的に強化し、資源状況の変化を厳密に監視していかなければなりません。これにより、我々は、我々が2011年に設定した目標達成へと導く道を進み続けることが可能となります。この目標を達成するために、我々は、寄港国措置決議、転載決議の改正及びオブザーバー計画規範の強化など、重要にも関わらず未解決になっている課題に対して、すぐにしっかりと取り組む必要があります。

CCSBT20は、今年もまたたくさんの課題を抱えています。私は、この会合で 実り多い成果を得るために、全てのメンバー及び協力的非加盟国が、我々の 力と知恵を共に出し合うことを願っています。

今一度、この素晴らしい機関の作業に携わっているすべての皆さんに感謝申 し上げます。

フィリピンのオープニング・ステートメント

フィリピンの代表団を代表して、我々を丁重に迎えいただき、またみなみまぐろ保存委員会(CCSBT)第20回年次会合をホストしていただいたオーストラリア政府に御礼を申し上げます。

フィリピンは、みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT)の協力的非加盟国として、 みなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することとする 当該条約の第3条に則って、委員会によって設定された要件及び管理措置を 遵守することを確約いたします。フィリピンは、遵守とは、海洋法に関する 国際連合条約第64条[高度回遊性魚種]に基づく義務に従って CCSBT の義 務の遵守に協力することであると考えています。

この点について、そして我々の業界を代表して、今一度、委員会における協力的非加盟国としてのフィリピンの地位を引き続き承認してくださるよう要請し、この会合においてかかる地位が更新されることを期待しております。

ありがとうございました。

ベンジャミン F.S. タビオス Jr.管理課 課長補佐水産海洋資源局フィリピン

欧州連合のオープニング・ステートメント

議長、代表団、ご列席の皆様、

欧州連合は、CCSBT の年次会合に参加することができ大変喜ばしく思います。 我々は、今回の会合をホストしてくださったオーストラリアに感謝申し上げ ます。

EUは、可能な限り最善の方法で、持続的な海洋及び漁業の管理に貢献していくことを確約いたします。現在、漁業資源を持続可能な水準まで回復させることを強く志向した共通漁業政策の改正に関して、全ての EU 加盟国及び欧州議会の間で完全な合意が得られており、2014年は実行の年となります。また、いかなる保存政策もそれ単独ではほとんど効果がないため、この改正には重要な対外的事項も関連しています。

EUの対外水産政策における優先事項は、多国間による国際協力を通じて管理システムを構築及び支援することです。これは特に、RFMOが最高の機能を確保するためのプロセスに EU が貢献することであり、それによって RFMOが自らの任務を遂行することができるようになります。

EUは、15 ある RFMO の積極的なメンバーの一員として、また CCSBT の協力的非加盟国の一員として、保存管理措置の遵守を確保することを引き続き確約いたします。また EU は、漁業活動のための最良のデータが確保できるよう努力しており、それによって、漁業管理に関する意志決定のベースとなる科学的助言の足掛かりを提供することが可能です。

我々は、EU はえ縄漁船による SBT の避けられない混獲に関するデータを遅滞なく提出するための改善方法について引き続き検討しています。そのような混獲を最小限に留めるために、船長及び乗組員のトレーニングを含む多大な努力が払われています。これらの努力は、EU の SBT 漁獲量の減少からもわかりますように、成果を発揮しています。

報告に関する義務の更なる改善のため、我々は、皆さんと建設的に作業を行うことを望んでおります。

最後に、EUは、今なお、正式メンバーとして CCSBT に参加することを強く望んでおります。

我々は、今次会合に参加するのを楽しみにしており、会合が生産的で成果の あるものとなることを期待しています。

ヒューメイン・ソサイエティ・インターナショナル(HSI)の オープニング・ステートメント

ヒューメイン・ソサイエティ・インターナショナル(HSI)は、オブザーバーとしてこれらの重要な協議に参加する機会を与えてくださいましたことに対し、委員会に感謝申し上げます。前回会合の CCSBT19 において、HSI は、管理方式 (MP) の合意は、メンバーが生態学的関連種 (ERS) の混獲及びこれらの種に関する SBT 漁業の影響の減少に向けた作業に焦点を当てるための大きな可能性を有していると言及いたしました。

HSIは、漁獲対象種の保存状況及びより広域な環境におけるSBTの影響の双方に関心を持っております。我々は、最大の確実性を持って、漁獲対象資源が回復することを望んでおります。ここ数日間に提出された情報を踏まえると、我々は、MPが不完全及び不明確なデータに基づいているということを懸念している一方、ESC内でさらなる作業が進行中であることについては喜ばしいと考えています。それゆえ、拡大委員会は、勧告されているいかなるTACの増加も承認せず、2014年の資源評価以降まであらゆる決定を延期することが最も賢明です。

我々は、メンバーが、ERS の混獲を緩和する義務的措置に関する提案を採択することを願っています。これは、CCSBT にとって大変重要な前進への第一歩となるでしょう。CCSBT のメンバーが、ERS の死亡量を完全に計上すること、又は緩和措置の導入状況に関する報告を怠り続けることは、重大な懸念であり、監視、遵守及び取締りの改善を通して、緊急に取り組まなければなりません。

さらに HSI は、CCSBT メンバーが、自国の各漁船が選択した混獲緩和措置オプションをノミネートすることを提案します。何らかの変更があった場合には、それはアップデートされなければなりません。これは、特に現在監視されていない 90%の漁船に関して、遵守の監視を改善し、ERS の混獲にかかるより正確な推定を可能とするでしょう。

我々は、改善された混獲緩和措置及び広範囲に及ぶ導入にかかる証拠なしには、いかなる TAC の増加も、ERS の死亡量を増加させることになるであろうと懸念しています。覚えておいてください。TAC を 2 トン増加するごとに、更に一羽のアホウドリがはえ縄漁業によって死んでしまうのです。ということは、2014年には更に合計 515 羽、そして 2015年から 2017年の間には年間842 羽のアホウドリが死んでしまうのです。CCSBT 漁業によって影響を受けている 25種のアホウドリ及びミズナキドリのうち、18種は絶滅の危機に瀕しています。これらの高リスク海域における効果的な混獲緩和措置の導入のためには、CCSBTメンバーによる緊急的な行動が必要です。

議長、メンバーの皆様、ご清聴ありがとうございました。

トラフィックのオープニング・ステートメント

議長、ありがとうございます。

トラフィック及び WWF は、委員会、拡大委員会及びその他の委員会付属機関の会合にオブザーバーとして参加する機会を与えてくださった委員会に感謝申し上げます。我々は、今回の重要な審議に貢献できることを楽しみにしています。

我々は、2035年までに70%の確率で初期産卵親魚資源量の20%まで資源を回復させることを暫定的な再建目標とする、2011年に採択された管理方式の実行における当委員会の作業を評価いたします。

以前にも言及しましたように、これは暫定的な目標であります。また、今後3年間のTACとその割当量などについて今週我々が行うことになる議論は全て暫定的な目標に基づくものであるため、緊急案件として、委員会が自ら予防原則をリマインドすること、及びSBT資源の再建に向けて生態学的に安全な長期目標を委員会が設定することを要請いたします。

この委員会を外部の視点から見ますと、長期的目標を設定するための試み、 及び可能な限り短期間でその目標を達成するべく漁獲を管理しようとする明 白な努力をせずに、暫定目標をベースにTACの増加を優先する決定が毎年行 われていることは見過ごすことはできません。

生態学的関連種(ERS)については、今年の ERS 作業部会において進展があったこと、特にサメについては、ニシネズミザメの南半球の個体群の資源状況の評価に関する進展があったことを歓迎いたします。

皆様御承知のとおり、商業的な重要種として漁獲されるいくつかのサメ類の最近の CITES 付属書への掲載は、CCSBT と大いに関連しています。これらの掲載は 2014 年の 9 月に発効し、その時点から、旗国が貿易許可証を発行できるのは持続的及び合法的な漁獲物であることを証明できる場合に限られることになっています。

ERS に関してより幅広に申し上げれば、我々は、SBT 漁業の ERS への影響を緩和するための決議案をこの会合で採択するよう、メンバーに奨励いたします。

我々は、SBT及びその他の生態学的関連種、特にサメ類、海鳥類及び海亀類を効果的に保存するために、切迫感をもって必要な決定を行うようメンバーに強く要請いたします。我々は、適時に行われたバランスよい保存の取組みは、SBT及び生態学的関連種の利益になるばかりでなく、この商業的に重要な漁業の継続的な持続性を確保することになると信じています。

議長、ありがとうございました。

遵守委員会付託事項
(拡大委員会年次会合(2013年 10月 17日)で採択)

遵守委員会付託事項

機能

- A. 拡大委員会により採択されたすべての保存管理措置の遵守のモニター、 レビュー及び評価。
- B. 拡大委員会に提出されるデータの質(正確さ及びスケジュールの両面において)のモニター、レビュー及び評価。
- C. 拡大委員会の加盟国及び協力的非加盟国による遵守活動についての情報 交換。
- D. 加盟国及び協力的非加盟国による遵守措置の履行状況を拡大委員会に報告。
- E. 非遵守に対処するための措置及び正確かつ適切なタイミングですべての 漁業に関するデータを確実に入手するための措置を含む、新たな遵守措 置に関する拡大委員会への勧告を策定。
- F. 遵守活動と情報交換における協力に関する拡大委員会への勧告を策定。

手続規則

- 1. 拡大委員会による他の決定がない限り、遵守委員会は年に一度拡大委員会年次会合の直前に開催される。
- 2. 遵守委員会は各加盟国、各協力的非加盟国から2名の代表で構成される。 遵守委員会の代表は顧問を随行できる。定足数は拡大委員会のうち3加 盟国とする。
- 3. 拡大委員会の取極により、関係する政府間組織、非政府組織及び非加盟国の代表はオブザーバーでの参加となる。
- 4. 遵守委員会は拡大委員会年次会合において検討に資する報告書又は拡大 委員会の要請する報告書を準備する。
- 5. 遵守委員会の報告書と勧告は出席している拡大委員会加盟国のコンセンサスによって採択される。
- 6. 拡大委員会の加盟国のみが投票権を有する。
- 7. 拡大委員会の加盟国と協力的非加盟国は、遵守委員会の機能に関係するいかなる事案も提出することができる。
- 8. 拡大委員会は遵守委員会の2年の任期を持つ議長を指名する。議長の再

指名は二度のみ(すなわち最大の在職期間は6年)。議長は独立とし、加盟国の代表団にあってはならない。議長の指名は遵守委員会の技術的な性質を考慮して行われる。

- 9. 議長の任務は、遵守委員会会合の運営管理と拡大委員会への遵守委員会報告書の提出である。
- 10. 遵守委員会開催の4週間前に、拡大委員会の加盟国と協力的非加盟国は、 ナショナルレポートに列挙されている情報を報告書として提出する。遵 守委員会は、コンセンサスにより、加盟国、協力的非加盟国が報告書に 記載すべき情報について、新たな要素を提案することができる。
- 11. 遵守委員会開催の4週間前に、事務局は拡大委員会の保存管理措置に関する活動についての報告書を提供する。
- 12. 遵守委員会は、審議に用いられる資料について機密及び非公開とする旨内容の拡大委員会への勧告を行うことができる。
- 13. 遵守委員会は、その活動を促進するための付託事項の改正に関し、拡大委員会への勧告を行うことができる。

財政運営委員会報告書

- 1. メンバーは、財政運営委員会 (FAC) 議長をケビン・サリバン博士 (ニュージーランド) とすることに合意した。FACは、議長が提案した一般議題に合意した。
- 2. FACは、2013年修正予算及び2014年予算案を審議した。またFACは、発展途上のメンバー及びCNMへの支援の可能性についても検討した。

2013年修正予算

- 3. 事務局長は、以下の事項によって達成された主要な節約を強調しつつ、CCSBT-EC/1310/05に要約された2013年修正予算の概要を説明した。
 - 遵守委員会作業部会(CCWG2会合)。キャンベラの無償の会議場において開催されたもの。承認予算上は東京での会合開催をベースとしていたため、かなり顕著な節約が達成できた。
 - 試行的品質保証レビュー(TQAR)。2メンバーに対してフェイズ2(現地) レビューを行うことを想定して予算措置されていたもの。最終的に合意され たTQARの付託事項ではフェイズ1(机上)レビューのみとされたため、総額 が顕著に低くなった。
 - 承認予算は、事務局による休会期間中の遵守作業の実施を支援するための資金を準備した。しかしながら、事務局はこれを使用しなかった。
- 4. また、事務局長は、FAC会合において2013年のさらなる節約を以下のとおり特定した。
 - 会合文書 (EC/CC) にかかる翻訳経費が、10,000ドルから5,600ドルに削減された。
 - まぐろ類RFMO合同混獲技術作業部会の会合が開催されなかったため、ERSWG議長の参加経費が発生しなかった(4,800ドルの節約)¹。
 - 2013年は「途上国支援のための基金」からの支出がなされなかった(12,500 ドルの節約)¹。
- 5. 2013年の最終的な収入は、CCSBT19において承認された2013年の承認額よりも 0.7%多くなると見込まれる。この微増は、投資による利益が2013年承認予算で 想定していたよりも大きかったためである。メンバーによる期限内のCCSBTへ の分担金の全額支払いは、定期預金をより効果的に利用することでプラスの利益 につながったことを踏まえ、その重要性がFACにより留意された。
- 6. 2013年の支出は、2013年の承認額よりも12%低くなると見込まれる。現在、2013年の余剰金は273,000ドルと見込まれており、この余剰金は2014年予算の収入として繰り越すことが提案されている。FACは、予算に関する作業について事務局長に感謝した。
- 7. FACは、拡大委員会が付属書Aの2013年修正予算に合意するよう**勧告する**。

-

¹²⁰¹⁴年予算案に同額が計上されていることに留意。

2014年予算案

- 8. FACは、CCSBT-EC/1310/06に要約された2014年予算案、及びこれにかかる事務 局長による修正について検討した。当該修正は、遵守委員会(CC8)からの勧告 及び拡大委員会(EC20)によってなされた決定に基づく支出経費の見込額の更 新を含むものであった。
- 9. FACは、多くの予算項目の経費の見積もりについて審議し、以下の主要な予算項目にかかる勧告に合意した。
 - 科学調査計画プロジェクト(105,000ドル)。FACは、2014年に実施すべきものとしてESCにより提案された3つのプロジェクトのうち、2つに対してCCSBTが予算を措置するよう、拡大委員会に**勧告する**。すなわち、近縁遺伝子サンプル収集の継続(30,000ドル)及び将来の近縁遺伝子研究に関する設計研究(75,000ドル)。FACは、他の提案、すなわち将来の遺伝子標識に関する設計研究(75,000ドル)は2015年まで先延ばしすることを**勧告する**。FACは事務局に対し、この作業の進め方に関する提案を得るためにCSIROと連絡をとるよう要請した。これらの提案を受領次第、メンバーは、これらのプロジェクトに関する上記の予算額の最大限の使用に合意する。ESCは、これらのプロジェクトに関する経過報告及びこの作業の結論に関する最終報告を受けるものとする。
 - 品質保証レビュー(QAR) (100,000ドル)。CCSBTは、2014年にさらなるメンバーのQARの実施することを提案している。フェイズ1及びフェイズ2のQARを実施する数によっては、レビューにかかる全ての経費をカバーするには不十分な可能性がある。FACは、必要に応じてレビューの予算全額を措置するため、事務局長がキャッシュリザーブからの引き出しにより30%の追加的な予算措置を行うことができるようにすることを承認するよう**勧告する**。2014年のQARにかかる経費の上昇は、フェイズ2において、最初のレビュー結果の現地確認が必要になるためである。
 - CCSBTパフォーマンス・レビュー (75,000ドル)。 CCSBT19は、次回の CCSBTパフォーマンス・レビューが2014年に実施されることに合意した。このレビューにかかる経費は未定である (予算案は、レビューを実施するために3名の独立パネルと契約することをベースとした概算額である)。
- 10. FACは、2014年の会合開催計画案を検討した。FACは、拡大委員会に対して以下を**勧告する**。
 - (i) 5日間の遵守委員会作業部会 (CCWG) 会合を、2014年4月頃に釜山で開催する。会議場、通訳音声システム、全ての設備、事務用品及びケータリングは韓国政府から無償で提供される予定であるため、これによりCCSBTの経費を大幅に削減(経費~89,000ドル)。
 - (ii) 4日間の科学専門家会合を、シアトルで2014年7月に開催する。2014年の科学委員会の作業計画は、2014年に予定されている全面的なSBTの資源評価

を進めるとともに、ESC会合に先立ってオペレーティングモデルをアップ デートするための専門家小会合を含んでいる。3名の科学諮問パネル及び1 名のコンサルタントが必要となる(経費~68,000ドル)。

(iii) 拡大科学委員会、遵守委員会及び拡大委員会の年次会合については、 CCSBT-EC/1310/06で示されるとおりに実施及び予算計上すべきである。

FACは、2014年のESC会合には4名の独立諮問パネル全員の出席が必要とする科学委員会の助言に留意した。FACは、拡大委員会は、2014年において4名の諮問パネルの予算を計上するよう**勧告する**。

科学航空調査経費の負担

- 11. FACは、オーストラリアから委員会に提案された、科学航空調査への負担の増額について審議した。複数のメンバーが直面している予算上の制約のため、現時点で調査作業に対する負担の増額に合意することは不可能であることが留意された。しかしながら、FACは、拡大委員会に対し、科学航空調査の経費の一部負担として2014年予算に100,000ドル(GSTを除く)を計上する(すなわち2013年と同レベルとする)よう**勧告する**ことに合意した。
- 12. さらに、科学航空調査にかかる経費に対する100,000ドルの支払いは、事務局が、 オーストラリア政府農業・漁業・林業省(DAFF)から請求書及び科学航空調査 の成功裏な終了にかかる通知を受け取り次第、事務局からDAFFに対して実施さ れるものとする。

発展途上のメンバー及びCNMへの支援

- 13. FACは、2014年の一般予算に12,500ドルを再度計上し、発展途上のメンバー及び CNMの関連ワークショップへの参加に対する支援、及び委員会によるこれらの 国々のための訓練及びワークショップ開催費用に当てることに合意した。
- 14. 発展途上のメンバー及びCNMは、休会期間中に、かかる予算の利用を申請する ことができ、事務局は、メンバーによる休会期間中の合意を条件としてこれを提 供する。

2014年勧告予算

15. FACは、2014年の拡大委員会の一般予算について、この文書の付属書Bのとおり **勧告する**ことに合意した。拡大委員会は、勧告された予算がメンバーの分担金を 5.3%増額させるものである点を留意するよう要請された。

GENERAL BUDGET - 2013

	2013 APPROVED	2013 REVISED	%
INCOME	BUDGET	BUDGET	Variation
		_	
Contributions from members	\$1,630,443	\$1,630,443	0.0%
Japan	\$502,455	\$502,455	
Australia	\$502,455	\$502,455	
New Zealand	\$155,826	\$155,826	
Korea	\$166,229	\$166,229	
Fishing Entity of Taiwan	\$166,229	\$166,229	
Indonesia	\$137,250	\$137,250	
Staff Assessment Levy	\$73,900	\$65,089	-11.9%
Carryover from previous year	\$387,977	\$387,977	0.0%
Interest on investments	\$48,000	\$72,832	51.7%
TOTAL GROSS INCOME	\$2,140,320	\$2,156,341	0.7%

	2013	2013	Forecast	2013	
	APPROVED	Expenditure	Remaining	REVISED	%
EXPENDITURE	BUDGET	to date	Expenditure ¹	BUDGET	variation
ANNUAL MEETINGS - (EC)(CC)	\$229,200	\$43,827.23	\$161,600	205,427	-10.4
Independent chairs	\$51,800	13,727	35,700	49,427	-4.6
Interpretation costs	\$53,800	8,294	41,200	49,494	-8.0
Hire of venue & catering	\$57,400	16,028	37,700	53,728	-6.4
Hire of equipment	\$28,600	27	28,600	28,627	0.1
Translation/of meeting documents	\$10,000	0	5,600	5,600	-44.0
Secretariat expenses	\$27,600	5,750	12,800	18,550	-32.8
EXTENDED SCIENTIFIC COMMITTEE	\$174,400	\$54,289.01	\$96,400	150,689	-13.6
Interpretation costs	\$37,100	4,677	28,800	33,477	-9.8
Hire of venue & catering	\$21,200	0	15,000	15,000	-29.2
Hire of equipment	\$13,800	0	17,100	17,100	23.9
Hire of consultants - Chairs and Advisory Panel	\$98,100	49,612	35,000	84,612	-13.7
Translation of meeting documents	\$3,000	0	0	0 .,612	-100.0
Secretariat expenses	\$1,200	0	500	500	-58.3
SUD COMMITTEE MEETINGS	\$245 120	¢95 417 22	¢50 000	144 217	41.2
SUB-COMMITTEE MEETINGS Factorizely Related Species WC Meeting	\$2 45,120 \$74,000	\$ 85,417.22 5,516	\$58,800 49,600	144,217 55,116	-41.2 -25.5
Ecologicaly Related Species WG Meeting	\$107,020	36,294	49,000	36,294	-66.1
Compliance Committee WG Meeting Operating Model/Management Procedure Technical Meeting	\$64,100	43,608	9,200	52,808	-17.6
Operating Woder/Wanagement 110ccounter recinitear Weeting	\$04,100	43,000	9,200	32,000	-17.0
SPECIAL PROJECTS	\$258,600	\$135,136.96	<i>\$34,191</i>	169,328	-34.5
Operating Model/Management Strategy Development	\$5,400	\$3,343	1,300	4,643	-14.0
Development of the CPUE series	\$2,900	\$99	2,800	2,899	0.0
Tagging program coordination	\$3,000	\$1,000	1,000	2,000	-33.3
Scientific Aerial Survey	\$100,000	\$90,909	9,091	100,000	0.0
Participation of ERSWG Chair in joint tRFMO ByCatch WG	\$4,800	\$0	0	0	-100.0
Assistance to Developing States	\$12,500	\$0	0	0	-100.0
Trial Quality Assurance Review	\$100,000	\$39,786	20,000	59,786	-40.2
Intersessional compliance work	\$30,000	\$0	0	0	-100.0
SECRETARIAT COSTS	\$1,098,800	\$657,138.15	\$434,289	1,091,427	-0.7
Secretariat staff costs	\$678,600	\$426,837	238,100	664,937	-2.0
Staff assessment levy	\$73,900	\$44,789	20,300	65,089	-11.9
Employer social security	\$122,300	\$66,860	47,100	113,960	-6.8
Insurance -worker's comp/travel/contents	\$13,200	\$5,885	4,300	10,185	-22.8
Travel/transport	\$18,400	\$7,167	7,100	14,267	-22.5
Translation of meeting reports	\$50,000	\$0	45,000	45,000	-10.0
Training	\$2,000	\$0	2,000	2,000	0.0
Home leave allowance	\$7,100	\$0	1,500	1,500	-78.9
Other employment expenses	\$2,300	\$2,086	0	2,086	-9.3
Recruitment expenses	\$89,700	\$72,539	58,564	131,103	46.2
Staff liability fund (accumulating)	\$41,300	\$30,975	10,325	41,300	0.0
OFFICE MANAGEMENT COSTS	\$134,200	\$81,378.60	\$40,800	122,179	-9.0
	\$55,900	\$40,402	13,700	54,102	-3.2
Office lease and storage		. ,			-11.2
Office lease and storage Office costs	\$50,900	\$27,082	18,100 L	45,1821	-11.2
	\$50,900 \$15,200	\$27,082 \$9,570	18,100 3,000	45,182 12,570	-17.3
Office costs					

 $^{^{1}}$ These estimates are rounded up to the nearest \$100.

GENERAL BUDGET - 2014

	APPROVED	REVISED		
	2013	2013	2014	
INCOME	BUDGET	BUDGET	BUDGET	VARIATION
Contributions from members	\$1,630,443	\$1,630,443	\$1,716,846	
Japan	\$502,455	\$502,455	\$529,081	\$26,627
Australia	\$502,455	\$502,455	\$529,081	\$26,627
New Zealand	\$155,826	\$155,826	\$164,084	\$8,258
Korea	\$166,229	\$166,229	\$175,038	\$8,809
Fishing Entity of Taiwan	\$166,229	\$166,229	\$175,038	\$8,809
Indonesia	\$137,250	\$137,250	\$144,524	\$7,273
Staff Assessment Levy	\$73,900	\$65,089	\$69,200	-\$4,700
Carryover from previous year	\$387,977	\$387,977	\$273,074	-\$114,903
Interest on investments	\$48,000	\$72,832	\$55,000	\$7,000
TOTAL GROSS INCOME	\$2,140,320	\$2,156,341	\$2,114,120	-\$26,200

	APPROVED	REVISED		
EXPENDITURE	2013 BUDGET	2013 BUDGET	2014 BUDGET	VARIATION
EAI ENDITURE	DODGET	DODGET	DCDGE1	VARIATION
ANNUAL MEETING - (CC/EC/CCSBT)	\$229,200	\$205,427	\$227,400	-1%
Independent chairs	\$51,800	\$49,427	\$28,400	-45%
Interpretation costs	\$53,800	\$49,494	\$61,000	13%
Hire of venue and catering	\$57,400	\$53,728	\$72,500	26%
Hire of equipment	\$28,600	\$28,627	\$27,900	-2%
Translation of meeting documents	\$10,000	\$5,600	\$10,000	0%
Secretariat expenses	\$27,600	\$18,550	\$27,600	0%
SC/ESC Meeting	\$174,400	\$150,689	\$226,200	30%
Interpretation costs	\$37,100	\$33,477	\$49,400	33%
Hire of venue and catering	\$21,200	\$15,000	\$27,900	32%
Hire of equipment	\$13,800	\$17,100	\$20,200	46%
Hire of consultants - Chairs and Advisory Panel	\$98,100	\$84,612	\$111,100	13%
Translation of meeting documents	\$3,000	\$0	\$1,000	-67%
Secretariat expenses	\$1,200	\$500	\$16,600	1283%
	****	***	442 < 0 2 0	
SUB-COMMITTEE MEETINGS Ecologicaly Relates Species WG Meeting	\$245,120 \$74,000	\$144,217 \$55,116	\$156,820 \$0	-36% -100%
Compliance Committee WG Meeting	\$107,020	\$35,110	\$89,220	-100%
	·			
Small Scientific Technical Meeting	\$64,100	\$52,808	\$67,600	5%
SPECIAL PROJECTS	\$258,600	\$169,328	\$408,300	58%
Operating Model/Management Strategy Development	\$5,400	\$4,643	\$6,100	13%
Development of the CPUE series	\$2,900	\$2,899	\$3,400	17%
Tagging program coordination	\$3,000	\$2,000	\$1,500	-50%
Scientific Aerial Survey	\$100,000	\$100,000	\$100,000	0%
Scientific Research Program Projects	\$0	\$0	\$105,000	-
Participation of ERSWG Chair in joint tRFMO ByCatch WG	\$4,800	\$0	\$4,800	0%
Assistance to Developing States	\$12,500	\$0	\$12,500	0%
Quality Assurance Review	\$100,000	\$59,786	\$100,000	0%
Performance Review of the CCSBT	\$0	\$0	\$75,000	-
Consultancy to develop eCDS specifications	\$0	\$0	\$0	-
Intersessional compliance work	\$30,000	\$0	\$0	-100%
SECRETARIAT COSTS	\$1,098,800	\$1,091,427	\$958,300	-13%
Secretariat staff costs	\$678,600	\$664,937	\$659,000	-3%
Staff assessment levy	\$73,900	\$65,089	\$69,200	-6%
Employer social security	\$122,300	\$113,960	\$118,500	-3%
Insurance -worker's compensation/ travel/contents	\$13,200	\$10,185	\$10,800	-18%
Travel/transport	\$18,400	\$14,267	\$38,600	110%
Translation of meeting reports	\$50,000	\$45,000	\$25,000	-50%
Training	\$2,000	\$2,000	\$2,000	0%
Home leave allowance	\$7,100	\$1,500	\$15,500	118%
Other employment expense	\$2,300	\$2,086	\$2,100	-9%
Recruitment & Repatriation expenses	\$89,700	\$131,103	\$5,000	-94%
Staff liability fund (accumulating)	\$41,300	\$41,300	\$12,600	-69%
OFFICE MANAGEMENT COSTS	\$134,200	\$122,179	\$137,100	2%
Office lease	\$55,900	\$54,102	\$57,500	3%
Office costs	\$50,900	\$45,182	\$62,700	23%
Provision for new/replacement assets	\$15,200	\$12,570	\$4,600	-70%
Telephone/communications	\$12,200	\$10,324	\$12,300	1%
TOTAL CDOCC EVERNINGSURE	62 140 220	¢1 002 275	62.114.120	-
TOTAL GROSS EXPENDITURE	\$2,140,320	\$1,883,267	\$2,114,120	-1%

ななみまでる保存

みなみまぐろ保存委員会

第8回遵守委員会会合報告書

2013年 **10**月 **10-12**日 オーストラリア、アデレード

みなみまぐろ保存委員会のための 2014 年品質保証レビュープログラム に関する付託事項

1. はじめに

みなみまぐろ保存委員会(CCSBT)は、みなみまぐろの全分布域における管理に責任を有する政府間組織である。その拡大委員会は、オーストラリア、漁業主体台湾、インドネシア、日本、韓国及びニュージーランドから構成されている。拡大委員会の協力的非加盟国(CNM)は、フィリピン、南アフリカ及び欧州連合である。本文書の以下で言う「メンバー」には、協力的非加盟国を含む。

CCSBT の目的は、適切な管理を通じて、みなみまぐろの保存及び最適利用を確保することにある。

CCSBT 品質保証レビュー(QAR)の目的は、CCSBT の義務に関するメンバーの管理制度がよく機能しているかをメンバー自身が確認することに役立つ独立レビューを提供するとともに、改善が必要とされる分野に関する勧告を行うことである。さらに、QAR は以下を意図している。

- メンバーのモニタリング及び報告システムの完全性及び頑健性に関する信頼 を付与することにより、レビューを受けたメンバーの利益たらしめること
- 個々のメンバーの履行報告の品質に関して、全てのメンバー間の信頼を醸成 すること
- 責任ある地域漁業管理機関としての CCSBT の信頼性及び国際的な評価をさらに実証すること

拡大委員会は、漁業管理の意志決定に際し、QARの結果を考慮することができる。

2014 年の QAR プログラムは、さらなる発展及び継続的な改善という局面を迎える。 このため、上記に記述した QAR の目的に加え、2014 年の QAR プログラムは以下を 意図している。

- 今回及び将来の OAR において使用されるフェイズ 2 の方法論の策定及び試行
- CCSBT にとっての OAR の価値(又は別の側面)の論証
- QAR の導入によって生じる可能性がある課題の特定

2. 範囲

QAR は、以下に掲げる措置の遵守を確保するためのメンバーの制度及びプロセスの 適格性をレビューするものである。

- i) 国別配分量
- ii) 漁獲証明制度
- iii) 転載

特に、レビュー者は、メンバーの制度及びプロセスが、これら3つの措置に関する CCSBT の最低履行要件¹ に合致しているかどうかを判定するものとする。

レビューは、政府の制度及びプロセスに焦点が当てられ、メンバーの判断による場合を除き、いかなる業界の制度にかかるレビュー又はメンバー国の業界とのコンサルテーションも含まない。コンサルテーションは、指名された政府関係者、及び該当する場合は SBT の管理に関与している政府から権限を付与された第三者的事業者との間で実施される。

制度の適格性の評価に当たり、QARは、レビューを受ける各メンバーの特別な事情及び特徴を考慮するものとする。また、QARは、遵守委員会によって特定された全ての課題を考慮するものとする。全てのQARは、メンバーの監視、管理及び取締り(MCS)制度の全体的なレビューを提供することとする。しかしながら、以下のようないくつかの分野に関しては、関連するメンバーによる特別な注意が必要となる可能性がある。

- i) 市場国-SBT製品の輸入に関する要件に対応するためのシステム及びプロセスが重視される必要がある。
- ii) **畜養国**-漁獲、畜養場への SBT の活け込みのモニタリングにかかる正確な報告に必要なシステム及びプロセス (100 尾サンプリング手法の有効性及び畜養 SBT 製品の収穫を含む) が重視される必要がある。
- iii) **開発途上国**-沿岸零細及び商業的漁獲の監視、管理及び正確な報告に必要なシステム及びプロセス(インドネシアへの配分の検討要請への対応を含む)が重視される必要がある。
- iv) **遠洋漁業国**-正確な漁獲報告、水揚げ及び/又は転載の記録/確認及び SBT の 直接輸出のモニタリングのためのシステム及びプロセスが重視される必要 がある。

拡大委員会で合意された全ての遵守上のリスクは、事務局長からレビュー者に提供されるものとする。

2013年に、日本、韓国、オーストラリア及びニュージーランドにおいてフェイズ 1QAR が実施された。

2014年の QAR 計画は以下のとおりである。

- i) 台湾(フェイズ 1)
- ii) インドネシア (フェイズ 1 及び 2)
- iii) オーストラリア (フェイズ 2)

3. 言語

レビューチームは、レビューを受けるメンバー国の言語要件に見合う者を少なくとも 1 名は含むものとする。

¹メンバーは、CCSBT ウェブサイトで確認可能。

4. レビューのプロセス

レビューを実施する企業は、フェイズ2のための方法論の策定が求められる。企業が使用予定の方法論は、CCSBTへの提案において詳述される必要がある。

4.1 フェイズ 1 レビュー

フェイズ 1QAR の目的は、CCSBT 措置に対する最低履行要件に対応するメンバーのシステム及びプロセスを独立的に文書化し、評価することである。

レビュー者は、メンバーの現行の MCS のシステム及びプロセスを評価するとともに、 以下の事項について評価しなければならない。

- SBT の総漁獲可能量(TAC)の国別配分量の遵守を確保するために、どのようなシステム及び補助的なプロセスが実施されているか?
- システム及びプロセスは目的に適っているか?
- 当該システムは、CCSBTの最低履行要件の観点から、CCSBTの義務に合致しているか?
- 現行の MCS システムに対する何らかの変更又は改善が進行中又は計画されているか?
- 遵守のモニタリングに対応する修正措置又は予防措置がとられているか?

レビューでは、以下の一般的なステップを踏むことが期待される。

- 既存の文書、特にメンバーにより CCSBT に提出された直近の国別報告書の分析 (これらの文書は、要請があれば CCSBT 事務局から入手可能)
- 実施中のシステムのプロセスマップ一次案の作成
- プロセスマップ一次案の全体的な正確性の確認、不確実な分野の明確化及びプロセスマップの完成に必要な全ての追加情報を得るためのメンバーとの協議 (Eメール又は電話といった電子的手段によるもの)
- プロセスマップの最終化
- SWOT(強み、弱み、機会、脅威/リスク)分析の実施
- 勧告の策定及び報告書案の作成

4.2 フェイズ 2 レビュー

フェイズ 2 は、フェイズ 1QAR において文書化されたメンバーの MSC システム 及びプロセスにかかる現地検査である。フェイズ 2QAR の目的は、メンバーのシステム及びプロセスの実在及び有効性の独立的な確認である。フェイズ 2 の実施中、レビュー者は以下を評価することが期待される。

- フェイズ1におけるシステム及びプロセスにかかる文書が正しいかどうか、 及び当該文書が実際に実施されているシステム及びプロセスを正確に反映しているかどうか?
- これらのシステム及びプロセスが、メンバーが各々の義務を遵守するよう確保するために有効かどうか?
- 上記の評価の結果を踏まえ、各メンバーの遵守システム及びプロセスをさら に改善させる余地があるかどうか?

フェイズ2は、以下の一般的なステップを踏むことが期待される。

- フェイズ1の成果に基づく現場査察、面談及び検査計画の策定
- メンバーの主要なシステム及びプロセスを確認できる主要な現場を訪問し、 以下を実施する。
 - o これらのシステム及びプロセスに関わる主要人物との面談
 - o 当該システムが実際にどのように作業/機能しているかにかかる実演などの客観的な証拠によるシステム及びプロセスの運用及び有効性の確認
- プロセスマップの修正及び必要に応じたフェイズ1からのSWOT分析
- フェイズ1及びフェイズ2の間で発見されたギャップ分析の作成
- レビュー全体 (フェイズ1及び2) に関する勧告の策定及び報告書案の作成

5. 報告書

レビュー企業からの最終的な成果物は、レビューを受けたメンバー毎の個別 QAR 報告書、及び一つの 2014 年 QAR プログラム最終報告書とする。

5.1 個別 QAR 報告書

QAR を受けた各メンバー毎に、別々に報告書が作成される。両フェイズを受けたメンバーの報告書では、両フェイズのレビューを含むものとする。個別の報告書には、プロセスマップ、システムの適格性の分析及び改善のための勧告を含め、メンバーのシステムのレビューにかかる調査結果が記述されるものとする。また、個別の報告書は、2014年 QAR プログラム最終報告書において方法論の全体像が提供されることに留意しつつ、特定の QAR を実施するために用いられた方法論の全てのバリエーションを含む必要がある。

各 QAR 報告書の作成に当たっては、以下のプロセス及びスケジュールに従う必要がある²。

- レビュー者は、2014年5月30日までに、関連するメンバーに対して報告書案を提供するものとする³。
- メンバーは、レビュー者に対して、報告書案に関する説明を求めることができる。また、報告書のあらゆる側面、特に事実誤認及び不備に関して、レビュー者にコメントすることができる。メンバーからのコメントは、報告書案の受領から8週間以内かつ2014年7月31日より以前に提供されなければならない。
- レビュー者は、メンバーから報告された全ての事実誤認を修正するものとする。また、レビュー者は、メンバーから提出されたコメントを検討し、レビュー者が適当と判断した場合には報告書を修正するものとする。
- レビュー者は、2014年8月31日までに、メンバー及びCCSBT事務局長に対して最終版の報告書を提出するものとする。個々のQAR報告書最終版の目次

² これらのスケジュールは、適切なコメントが加えられた個別の QAR 報告書最終版を、2014年 10 月 に開催される CCSBT 遵守委員会年次会合による検討に供するために必要なものである。

³ QAR はメンバーのメリットとなるよう意図されたものであり、レビュー中のメンバーとレビュー者の間の議論及びフィードバックが奨励されることを再認識されたい。このため、メンバーにあっては、報告書案を受領する前のいかなる重要な成果物に対しても注意を払われたい。

には、報告書の最後に添付される別紙(QARの結果に関してメンバーが記述を希望したメンバーからのコメントを含む)に関する事項を含むものとする。

• 事務局は、メンバーに対し、レビュー者のパフォーマンスに関するフィード バック様式を提供するものとする。

5.2 2014 年 QAR プログラムに関する最終報告書

レビュー会社は、以下を含む 2014年 QAR プログラム全体にかかる最終報告書を 提出するものとする。

- QAR において使用された方法論の詳細な記述。方法論は、他のメンバーの QAR、又は同じメンバーにおける別の CCSBT 義務にかかる QAR において繰り返し使用するために十分詳細である必要がある。
- レビュー中に直面した課題にかかる記述(プログラムにおいて使用した手法 及び方法論のメリット及び限界を含む)
- 将来の QAR に向けた勧告(方法論の改善を含む)

2014年 QAR プログラム全体に関する最終報告書は、2014年 8月 31 日までに、 CCSBT 事務局長に提出されるものとする。

6. 機密性、著作権及び知的財産 (IP)

レビューの実施にあたり、レビュー者は、機密上及び商業的にセンシティブが情報 にアクセスすることとなる。

個々のQAR報告書最終版及び2014年QARプログラム最終報告書を除き、QARの実施過程にレビュー会社及びレビュー者が入手した、又は作成した全ての情報及び資料は、レビュー者と関連するCCSBTメンバーの間の機密であり、QARの実施中又は実施後に、いかなる第三者に対しても、レビュー会社又はレビュー者により公開されることがあってはならない。レビュー会社及びレビュー者は、このことについて宣言を行うよう求められるものとする。

個々の QAR 報告書最終版及び 2014年 QAR プログラム最終報告書は、CCSBT 手続規則の規則 10^4 で記述されているとおり、委員会の補助機関又は諮問機関の会合に提出された文書の機密性要件の対象となるものとする。

CCSBT は、各報告書にかかる独占的な著作権を保有するものとし、各報告書を再作成する権利(その全ての部分を含む)を保持し、各報告書を公的に入手可能にする唯一の決定権を有するものとする。また、CCSBT は、レビューの実施プロセスの中で開発した方法及び技術に関する知的財産を保有するものとし、必要に応じてこれらを再使用できるものとする。

7. レビュー会社及びレビュー者の資格

レビュー者は、漁業管理及び漁業の監視、管理及び取締り制度にかかる十分な知識を有していることが期待される。また、レビュー者は、こうした制度にかかる監査/

⁴規則 10 の目的に関して、レビューを受けるメンバーは、当該レビューの報告書が提示する結果及び 勧告の著者と見なされるものとする。

レビューの豊富な経験を有している必要がある。レビュー会社は、レビュー者がこうした知識や経験を有しており、英語又は日本語、及びレビューを受けるメンバーの言語で作業が可能であり、そして会社及びレビュー者が ISO9001/ISO17065 又はそれに類する要件を適切に満たしていることを、関連する適格性認定証とともに、CCSBT に対する提案の中でこれを明示しなければならない。また、レビュー会社は、レビューを受ける機関から独立(すなわち利益が相反しない)していなければならない。

レビュー会社及びレビュー者の氏名及び資格は、レビュー開始前に、レビューを受けるメンバーに通知されるものとする。

8. QAR プログラムの管理

2014年 QAR プログラムでは、グローバル・トラスト・サーティフィケーション社が利用される予定である。

2014年 QAR プログラムの効果的な実施のため、以下の役割及び責任が特定されている。

- i) 事務局長-QAR 契約の管理
- ii) 事務局長及び遵守委員会議長 特定のメンバーとの協議を踏まえたレビュー 方法の承認、レビュー者への技術的助言の提供及び最終全体報告書の査読
- iii) **QAR コーディネーター**-各メンバーは、フェイズ 1 及びフェイズ 2 **QAR** の作業を調整(技術的な支援及び助言の提供を含む)するため、適切な資格を有する公務員を指名しなければならない。
- iv) **レビュー者**-付託事項、確立された方法論及び事務局長からの指示に基づくフェイズ1及びフェイズ2QARの完了
- v) メンバー-レビュー者に対する助言を提供するとともに、レビュー者が制度、 プロセス及び情報にアクセスできるようにする。QAR報告書案に関する 意見をレビュー者に提供するとともに、事務局長に対しレビュー者のパフ ォーマンスに関する意見を提供する。

ななみまでる保存

みなみまぐろ保存委員会

第10回生態学的関連種作業部会報告書

2013年**8**月 **28-31** 日 オーストラリア、キャンベラ

海鳥混獲緩和措置の有効性技術部会 付託事項

SBT はえ縄漁業における海鳥混獲緩和措置の有効性の評価及びモニタリング

目的

SBT はえ縄漁業における海鳥混獲緩和措置の有効性の評価及びモニタリングのための、実現可能で、実務的、適時的かつ効果的な技術的手法を CCSBT-ERSWG に助言する。これは、ERSWG10の議題項目 10の下での勧告に一致する効果的な海鳥混獲緩和措置の実施の必要性を何ら損なうものではない。

構成

部会への参加は、海鳥混獲緩和措置の有効性の評価及びモニタリングの手法にかかる技術的、科学的及び専門的な関連手法を持つメンバー、CNMs、バードライフ・インターナショナル及び ACAP の代表者に対して開かれている。

また、実施される作業に有益に貢献し得る特別な専門知識を有するその他の招待専門家に対しても開かれている。

活動内容

- 1. 以下の事項を踏まえ、SBT はえ縄漁業における海鳥混獲緩和措置の有効性のモニタリング手法を検討するためのスコーピングペーパーを作成すること:
 - CCSBT-ERS/1308/17(Rev.1)で提示された海鳥混獲緩和措置の有効性のモニタリングの要素案
 - 有効性のモニタリングに関する短期的手法及び長期的手法、両方の必要性
 - 有効性のモニタリングにかかるあらゆる手法案の実現可能性、実用性、適時 性及び有効性
 - 開発した評価及びモニタリング手法をテストするための海鳥混獲緩和措置に 関する現存データの遡及分析の実施方法
 - はえ縄漁業における海鳥混獲緩和措置を所管する他のマグロ類 RFMO 及び機関へのモニタリングの拡大方法
 - ERSWG11 までにスコーピングペーパーを最終化する必要性
- 2. はえ縄漁業における海鳥混獲緩和措置の有効性の評価及び監視の方法の議論、及びスコーピングペーパー策定に関する情報提供のための休会期間中のワークショップ(参加者が関与)の運営
- 3. 参加者は協力してスコーピングペーパーを策定するものとする。

レビュー

これらの付託事項は、生態学的関連種作業部会及び拡大委員会の次回通常会合期間中に、スコーピングペーパーに明記された SBT はえ縄漁業における海鳥混獲緩和措置の有効性のモニタリング手法の実施に向けた追加的作業に関する付託事項の策定と併せてレビューされるものとする。

支援

ワークショップは、英語で実施(通訳なし)されるものとする。ワークショップは、最小限の CCSBT 事務局の関与のもと、主催メンバーからの支援を得るものとする。

S タ シ みな カまる保存

みなみまぐろ保存委員会

第18回科学委員会会合報告書

2013年9月7日 オーストラリア、キャンベラ

拡大委員会及び拡大科学委員会を設置する決議改正案

みなみまぐろ保存委員会(委員会)は、

みなみまぐろ(SBT)資源の持続性を確保するには、この種を漁獲する全ての国、 地域的な経済統合のための機関及び団体又は漁業団体が委員会を通じて伴に作 業することが必要であることを認識し、

委員会の保存管理措置に従わない、国、地域的な経済統合のための機関及び団体又は漁業団体によるみなみまぐろの継続的漁獲が、それら措置の効果を本質的に減退させていることを考慮し、

みなみまぐろの保存のための条約(条約)へ加盟するのに適格である全ての国が加盟することを奨励される、またみなみまぐろ漁船を有する地域的な経済統合のための機関及び団体又は漁業団体が、委員会の保存管理措置を実行することを奨励される継続的な必要性を認識し、

以下のとおり決議する。

- 1. 条約第8条3項(b)及び15条4項に従い、委員会はみなみまぐろ保存拡大委員会及び拡大科学委員会を設置する。それらは、条約締約国、及び過去3年間にみなみまぐろを漁獲した漁船の船籍があり¹、かつ、この決議に従って拡大委員会によってメンバーの資格を与えられた地域的な経済統合のための機関、団体又は漁業団体からのメンバーから構成される。
- 2. 拡大委員会及び拡大科学委員会は、総漁獲可能量及びメンバー間の配分量に関して決定することに限ることなく、委員会及び科学委員会と同様の任務を行う。全てのメンバーは平等な投票権を有する。1 メンバーである地域的な経済統合のための機関は、拡大委員会において、1 つの投票権を有し、当該機関の加盟国は投票権を有しないものとする2。拡大委員会及び拡大科学委員会に関しては、委員会及び科学委員会に関連する条約の規定(第6条から第9条、第6条9項及び第6条10項は除く。)に必要な変更を加えて適用する。決議に規定された条約の条項、又はパラグラフ6で規定されている書簡の交換を含むこの決議の解釈及び実施に関する紛争は、交渉、審査、仲介、調停、仲裁及びその紛争の当事者が合意した他の平和的手段によって解決される。
- 3. 委員会の事務局は、拡大委員会の事務局として職務を行う。

¹ 地域的な経済統合のための機関の加盟国に船籍がある漁船も含む。

² この拡大委員会における投票権の欠格は、地域的な経済統合のための機関の加盟国が、地域的な経済統合のための機関の一部ではない自国の領域のうちの一つを代表してメンバーとなる場合には適用されない。

- 4. 拡大委員会は、採択した全ての決定を、委員会が会期中であるならば直ちに 委員会に報告し、又は他の場合には、委員会の次の会合又は会期前に直ちに 報告する。そのように報告された決定は、委員会がその反対の決議を行わな い限り、それらが報告された会期の終わりに委員会の決定となる。拡大委員 会による適切な審議を優先すること無しに、拡大委員会の運営、又は拡大委 員会の各メンバーの権利、義務又は地位に影響する委員会のいかなる決定も 行われるべきでない。
- 5. 拡大委員会の手続き規則は、この決議に添付されているとおりである。規則 のいかなる変更も拡大委員会によって行われる。
- 6. 過去3年間にみなみまぐろを漁獲した漁船の船籍があるいかなる地域的な 経済統合のための機関、団体又は漁業団体も、拡大委員会のメンバーになる ため、委員会の事務局長にその意向を表明することができる。委員会の事務 局長は、委員会を代表して、この趣旨において、そのような地域的な経済統 合のための機関、団体又は漁業団体の代表者と書簡の交換を行う。その書簡 の交換において、申請者は、委員会に対して、条約の条項を尊重し、またパ ラグラフ4に従って委員会の決定となる拡大委員会の決定に従う確固とし た公約を行う。
- 7. 申請者の受け入れの決定に際して、拡大委員会は、拡大委員会の決定にかかる申請者の遵守の記録とともに、パラグラフ6において申請者から提出された公約を評価するものとする。
- 8. 拡大委員会が申請者の受け入れを決定した場合には、拡大委員会は、総漁獲可能量及びメンバー間の配分量を設定する委員会の次の決定を保留して、申請者のみなみまぐろの漁獲レベルを管理する方法を申請者と協議する。前節に規定された成功裏の協議完了に関連して、事務局長は、パラグラフ6に規定されているように申請者と書簡の交換を行う。これにより、申請者は直ちに拡大委員会のメンバーの地位を有する。
- 9. 委員会の加盟国でない拡大委員会のいかなるメンバーも、委員会及び科学委員会を含む補助機関の会合へのオブザーバーとして、専門家及び顧問を同伴する一人の代表者を指名する権利が与えられる。そのような代表者は、委員会及びその補助機関の会合でオブザーバーとして出席し発言する権利が与えられる。
- 10. 拡大委員会は、年間予算を決定する。そのメンバーとして受け入れられた申請者の予算の分担金は、条約第11条に必用な変更を加えて適用することで決定される。
- 11. 拡大委員会の運営における地域的な経済統合のための機関及び団体又は漁業団体の参加に関連するこの決議の規定は、ただ条約の目的のためだけにあ

- 12. この決議の適用上、「地域的な経済統合のための機関」とは、当該機関の加盟国が、この条約が対象とする事項に関する権限を当該機関に委譲しているものをいう。かかる権限には、これらの事項に関して、当該機関の加盟国に対する拘束力のある決定を行う権限が含まれる。
- 13. この決議は、ここに廃止される 2001 年 4 月 20 日の拡大委員会及び拡大科学委員会を設置する決議 (2001 年決議) に代わるものである。2001 年決議の下での書簡の交換を通じてメンバーとしての資格を与えられた全ての団体及び漁業団体は、この決議の下でも拡大委員会のメンバーとしての資格が継続するものとする。

みなみまぐろ保存拡大委員会手続規則

規則1 代表権

- 1.各メンバーは、拡大委員会において三人以下の代表者により代表されるものとする。これらの代表者は、専門家及び顧問を同伴することができる。各メンバーは、拡大委員会の事務局長に、団長及び代表団に同伴している専門家及び顧問の確認を含む拡大委員会の代表者の氏名を通知する。また、その変更についても、拡大委員会の各会合開始前の出来る限り事前に通知する。
- 2.各メンバーは、閉会期間中における事務局長との連絡に主要な責任を有する担当者を指名する。また、迅速に事務局長にその担当者の氏名及び連絡先、又はその変更を通知する。

規則2 他の問題

規則4 (3)及び規則9を除くみなみまぐろ保存委員会の手続き規則は、他の問題に関しては必要な変更を加えて拡大委員会に適用される。ただし、次に掲げる場合を除く。

(a) 規則2(1)を次のとおり読み替えるものとする。

「事務局が設置され、拡大委員会の本部の所在地が決定するまでの間は、拡大 委員会の年次会合は、別途決定しない限り、メンバーの1つによって順番で主 催されるものとする。」

(b) 規則2(b)を次のとおり読み替えるものとする。

「事務局が設置され、拡大委員会の本部の所在地が決定した後は、拡大委員会の年次会合は、メンバーの1つによって順番に主催されるものとする。いずれかのメンバーが年次会合を主催することを希望しない場合には、当該年次会合は、拡大委員会が別途決定しない限り、拡大委員会の本部で開催するものとする。」

規則3 協力的非加盟国

協力的非加盟メンバーの権限で拡大委員会への参加が認められた国、地域的な 経済統合のための機関又は団体は、拡大委員会、拡大科学委員会及びこれらの 下部組織の会合に積極的に参加する権利を有する。その権利とは、提案する権利及び発言する権利を含む(それだけに限定されない)が、投票する権利は有さない。拡大委員会は、特定の議題においては協力的非加盟メンバーの参加を制限することを決定することが出来る。

第9回中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)年次会合に関する CCSBTオブザーバーからの報告

(2012年12月2-6日、フィリピン、マニラ)

CCSBTオブザーバー (韓国)

1. 第9回中西部太平洋まぐろ類委員会年次会合(WCPFC9)は、2012年12月2-6日にかけて、マニラ(フィリピン)において、40の加盟国及び協力的非加盟国(CNM)、10の政府間組織及び14の非政府組織の出席の下に開催された。

当該会合において、CCSBTに直接的に関連する事項は議論されなかった。

主な審議事項

- 2. 主要な議題項目には以下が含まれていた:1)IATTCとWCPFCの管轄水域の重複問題;2)CMM2008-01/CMM2011-01(熱帯まぐろ措置)に関する措置の切換え。
- 3. 管轄水域の重複問題に関して、WCPFC9は、以下に掲げる短期的及び長期的プロセスを承認することに合意した。
 - a. 短期的には以下を適用する。
 - i. WCPFCの漁船記録にのみ掲載されている船舶は、重複水域で操業する際は WCPFCの保存管理措置が適用されるものとする。
 - ii. IATTC登録にのみ掲載されている船舶は、重複水域で操業する際はIATTCの 保存管理措置が適用されるものとする。
 - iii. 両機関の記録/登録において掲載されている船舶に関して、対応する旗国であるメンバーは、これらの船舶が重複水域で操業する際に2つの委員会のうちどちらの措置の下に操業するかを決定するとともに両機関に通知するものとし、少なくとも3年の間、その委員会の保存管理措置を適用するものとする。
 - iv. 両機関の記録/登録において掲載されている船舶に関して、協力的非加盟国の船舶は、重複水域で操業する際、メンバーとなっている委員会の保存管理措置を適用するものとする。
 - b. 太平洋全体におけるマグロ資源の管理手段を探索するための合同作業部会の 設立を通じた長期的なプロセスを同時並行で開始する。
- 4. 熱帯まぐろの措置に関して、参加者は議長案について広範に議論した。FAD管理、能力及び努力の限界、漁業種類やオブザーバーによる制約といった主要な課題に様々な意見があり、委員会は具体的な措置に関するコンセンサスを得ることができなかった。この事態に対処するため、単年度措置となるCMM2012-01

に関する勧告を作成するための小作業部会が設置された。WCPFC9は、SWGにより作成された熱帯マグロ管理措置を採択するとともに、全体会議において CMM2012-01として全体会議として編集した。日本は、TCC9の前に、熱帯まぐろに関する複数年の管理プログラム案に関する作業部会会合を日本でホストすることを提案した。WCPFC9は、TCC9が熱帯まぐろに関する複数年管理プログラム案及び導守問題について焦点を当てることに合意した。

採択されたその他の措置(CMM)及び決定

5. ジンベエザメ保護に関する措置

WCPFC9は、まき網漁業の操業からのジンベエザメの保護に関するCMMを採択した。この措置はハンドリング及び安全な再放流に関するガイドラインを含んでいなかったため、WCPFC9は、ハンドリング、SC及びTCCにおける議論(再放流後の死亡、実用性及び有効性を評価するためのフィールド調査の確立を含む)を通じて、こうした課題に対する科学に基づくガイドラインの作成を継続する必要があることに留意した。

6. 用船通知の延長

WCPFC9は、用船通知 (CMM2011-05) に関するCMMを3年間延長することに合意した。

7. 太平洋クロマグロに関する措置

WCPFC9は、間もなく完了するISCの資源評価の結果が保留されている措置が 2013年にレビューされることに留意した、NCが勧告したPBFに関するCMMを採択した。

8. 海鳥措置に対する改正

ニュージーランドは、海鳥に関する高度回遊性魚種資源にかかる漁業への影響を緩和するための提案、すなわち高緯度海域における最も効果的な海鳥混獲緩和措置の利用とともに、WCPFCで承認されている混獲緩和措置と他のまぐろ類RFMOのそれと横並びをとらせるよう意図した提案を紹介した。

9. また、WCPFC9は、委員会が、委員会がGEF ABNJまぐろ漁業及び多様性の持続 的管理プロジェクトに、\$6,347,000の現物協調融資とともに参加することに合意 した。

次回会合の開催地

WCPFC9において、次回会合のホストに関するオファーがなかったため、議長は事

務局長に対し、各会合毎に最も経済的かつ実施上魅力的な会場を決定する任務を課した。会合において、FSMがデフォルトの会場として会合をホストすることが決定されたが、その後、オーストラリアが、2013年12月2-6日にケアンズにおいてWCPFC10をホストする旨を申し出た。

第31回南極海洋生物資源保存委員会CCSBTオブザーバーの報告書

(2012年10月23日-11月1日、タスマニア、ホバート)

CCSBTオブザーバー (オーストラリア)

本稿は、CCSBTの検討用に提供されたものであり、今後変更される可能性のある未公開のデータ、分析、結論などが含まれている可能性がある。本稿に含まれているデータをCCCSBT委員会、科学委員会及びそれらの補助機関での作業以外の目的で、データの発信者及び所有者に無断で引用又は使用してはならない。

第31回南極海洋生物資源保存委員会年次会合に関する CCSBTオブザーバー(オーストラリア)からの報告

- 1. 第31回南極海洋生物資源保存委員会年次会合(CCAMLR XXXI) は、2012年10月 23日から11月1日にかけて、タスマニアのホバートで開催された。
- 2. 以下の委員会メンバーが参加した:アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、チリ、EU、フランス、ドイツ、インド、イタリア、日本、韓国、ナミビア、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ロシア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、英国、米国及びウルグアイ。オランダはオブザーバーとしての地位を有する締約国として参加した。シンガポール、ベトナムはオブザーバーとしての地位を有さない非締約国として参加した。南極・南大洋連合(ASOC)、適法マゼランアイナメ操業者連合(COLTO)及び責任あるオキアミ漁業企業連合(ARK)は、招待NGOオブザーバーとして参加した。また、複数の国際機関が参加した。

違法、無報告、無規制(IUU)漁業

- 3. 委員会は、CCAMLR条約海域における現在のIUU活動に関してメンバーから提出された証拠について議論した。IUU漁業は比較的低レベルで続いている一方、IUU漁業が増加し、その空間分布が変化している可能性はあるというのが全般的な見解であった。
- 4. 委員会は、刺し網の漁獲率に不確実性があることを踏まえ、今後のIUU漁業の推定は漁獲レベルではなく、努力レベルに焦点を合わせるべきことに合意したが、資源評価には総間引き量の推定が必要である。委員会は、刺し網や混獲生物や海底生態系への影響という点から特に懸念される事に留意した。

パフォーマンスレビュー

- 5. 委員会は、2008年に実施されたCCAMLRのパフォーマンスレビューで提示された勧告について、その進捗状況の検討及び報告を行った。
- 6. 委員会は、この会合において、この議題項目において公式に検討されるべき多く の課題を議論するためには、単純に時間が不足していることに合意した。委員会 が直面している幅広い緊急課題を検討する必要性は、すなわち、基本的かつ実質 的な課題に対応する時間が少ないことを意味した。これに対処するため、議長は、 2013年の委員会に提出されるべき検討文書を求めた。

海洋保護区 (MPA)

7. 委員会は2つのMPAの関する提案を検討した。一つはロス海(米国及びニュージーランドによる提案)、もう一つは東南極のMPAの代表制度に関するもの(オーストラリア、フランス及びEUによる提案)であった。委員会は、これらの提案に関する科学委員会の議論及び助言に留意したが、委員会は両方の提案について合意することができなかった。

- 8. 委員会は、2013年7月に、以下の目的のためにMPAに関する委員会の作業を継続するため、委員会特別会合及び休会期間中の科学委員会をホストすることにかかるメンバーからの提案に合意した。
 - a. 委員会特別会合では、MPA問題について検討し、可能であれば、ロス海域に関するニュージーランドと米国のMPAの共同提案、及び東南極に関するオーストラリア、フランス及びEUのMPAの共同提案に関する決定を行うものとする。
 - b. 科学委員会会合では、CM91-04に基づき、科学委員会により既に検討された 科学的知見、及び提案に関する委員会の審議をアシストするための追加的に 入手可能な関連する科学的知見に関するレビュー及び委員会への助言を行う ものとする。

CCAMLRとCCSBTの協力

- 9. 委員会は、CCSBTとCCAMLRの間の協力協定を承認した。
- 10. 委員会は、CCAMLR条約海域において、CCAMLRの保存措置を船舶が完全に遵守することなしに、いかなるミナミマグロに関する漁業も行われるべきではないことを支持した。
- 11. また、CCAMLRが、海鳥死亡の削減に関する経験をCCSBT及びWCPFCの両者と 共有することの有用性に留意した。

CCAMLR遵守評価手続き

12. 手続きは、条約、保存措置及びその他のルール及び検査制度のような手続きに従って既に事務局に対して提供された情報を用いるとともに、CCAMLR保存措置の遵守に関してメンバーがコメントする機会を提供するものとする。また、手続きは、事務局に対し、メンバーによる保存措置の実施に関して記録し保存するための公式のメカニズムを提供する。

その他の事項

- 13. CCAMLR XXXIにおけるその他の事項として、新たな試験操業、データが少ない 漁業、オキアミ漁業管理及び気候変動について議論された。
- 14. 委員会は、事務局長の最初の契約期間が2014年4月18日に満了となることを認識 した。委員会は、ライト氏の仕事への満足を表明し、手続規則の規則14(a)に従 い、ライト氏の契約が次の4年間(2018年4月)まで延長されることに合意した。
- 15. 第32回CCAMLR年次会合は、2013年10月23日から11月1日にかけて、タスマニアのホバートで開催される予定である。

第17回インド洋マグロ類委員会(IOTC)総会に関する CCSBTオブザーバー(インドネシア)からの報告

2013年4月6-10日、モーリシャス、グランドベイ

CCSBTオブザーバー (インドネシア)

1. 第17回インド洋マグロ類委員会 (IOTC) 総会は、モーリシャスのグランドベイ において、2013年4月6-10日に開催された。委員会のメンバー25カ国、協力的非 加盟国2カ国、16のオブザーバー(招待専門家を含む)が出席した。

IOTCとCCSBTの協力

2. 会合中、IOTCとCCSBTの間の協力に関する議論は行われなかった。

採択された決議

- 3. 委員会は、以下の11の決議を採択した。
 - 1) 決議13/01 陳腐化した保存管理措置の削除
 - 2) 決議13/02 IOTC管轄水域における操業を許可された船舶にかかるIOTC記録
 - 3) 決議13/03 IOTC管轄水域における漁船の漁獲量及び漁獲努力量の記録
 - 4) 決議13/04 クジラ類の保存
 - 5) 決議13/05 ジンベエザメ (Rhincodon typus) の保存
 - 6) 決議13/06 IOTCが管理する漁業に関連して漁獲されるサメ類の保存に関する科学的及び管理の枠組み
 - 7) 決議13/07 IOTC管轄水域においてIOTC魚種を漁獲する外国許可船の記録及 び入漁協定に関する情報
 - 8) 決議13/08 魚群集積装置 (FAD) 管理計画に関する手続き (FADセットから の漁獲報告にかかるより詳細な仕様書、及び非対象種のもつれの発生を低減 するための改良されたFADデザインの開発を含む)
 - 9) 決議13/09 IOTC管轄水域で漁獲されるビンナガの保存
 - 10)決議13/10 中間目標及び限界リファレンスポイント及び決定の枠組み
 - 11)決議13/11 IOTC管轄水域においてまき網漁船により漁獲されたメバチ、カッオ、キハダ及び非対象種の投棄の禁止

その他の事項

4. 第17回IOTC総会は2013年の第一四半期に開催予定であるが、会場は未定である。

大西洋まぐろ類保存委員会(ICCAT)第18回特別会合に関する CCSBTオブザーバーからの報告

11月12-19日、モロッコ、アガディール CCSBTオブザーバー(日本)

44締約国及び4協力的非加盟国・主体・漁業主体、7非締約国、5政府間機関及び25非 政府機関が、大西洋まぐろ類保存委員会の第18回特別会合に参加した。

会合中、ICCATとCCSBTとの協力に関する事項は討議されなかった。

東大西洋及び地中海におけるクロマグロ資源の改善の可能性に関する調査統計常任委員会(SCRS)の調査結果は500人を超える会合参加者にとって大きなインセンティブとなったが、カジキ、サメの管理及び遵守状況といったその他の課題もまた、委員会において優先順位の高い事項であった。ICCATの委員会は、科学委員会による助言への留意、及び資源の持続的な成長及び回復を可能にするレベルでのクロマグロ漁獲枠の維持、さらに実施中の管理メカニズムの強化により責任を持って行動するための最近のコミットメントに従って行動してきた。また、科学ベースの管理の重要性は、クロマグロに関する大西洋横断的調査プログラム(GBYP)において、このプログラムに対する安定的な財政的支援を確保するために提案された措置とともに、委員会のコミットメントによって強調された。この課題に求められる複雑さのために財政支援メカニズムに関する最終決定は2013年まで先延ばしされたが、締約国は、自発的な貢献を通じて調査を継続することとした。

カジキ類については、2012年5月のニシマカジキ資源評価、及びマカジキ、ニシマカジキ及びフウライカジキの水揚げの制限を明確に定めた新たな管理計画にかかる議題項目を再開した。

南大西洋メカジキに関する措置は、2013年に資源評価が行われることを踏まえ、さらに1年延長された。

また、**サメ類**の数種について議論され、より良い報告を確保することにより既存の 保存管理措置を強化することとなった。

監視、管理及び取締り措置 (MCS) が特に注意深く検討され、全ての違法な大西洋マグロ漁獲に対して全てのドアを閉じるために改定された寄港国措置、及び改善された洋上転載に関する措置が採択された。

電子クロマグロ漁獲証明制度の最終実施に関するスケジュールが決定されるとともに、その他の事項の中で、新たな措置の2015年までの導入に関する見解とともに、その他マグロ類の将来のトレーサビリティ制度に関するスケジュールを策定するための休会期間中の会合が招集された。

ICCATの保存管理措置の複雑さが増しているにも関わらず-多くの締約国に対する 101もの報告要件に加え、MCS措置も履行しなければならない-、遵守委員会は、 2012年の**管理措置の遵守**に関する大幅な改善に留意した。締約国中7カ国のみについて、いくつかの非遵守があるとして深刻な懸念が確認された。それではこの数は多

すぎるとの認識から、2013年には、データ及びその他必要な情報の提出を促すために多大な努力が払われることになっている。

2012年において、ICCATは、発展途上国を支援するためのキャパシティビルディン グ活動に約222.000€を投入した。この資金は、会合への参加の促進、トレーニング ワークショップ、サンプリング及びオブザーバー計画、及び過去のログブックデー タの復元のために使用された。既存の資金に加え、2013年にはワーキング・キャピ タル・ファンドから150,000€が保証されており、さらに、ICCAT会合における発展 途上国の参加継続を確保し、委員会の政策の一体感を維持するための自発的な貢献 がなされた。2013年は、2014年のメバチ及びキハダに関するICCATの地域オブザー バー計画(ROPTROP)の実施を確保するための作業や、転載オブザーバー計画及び 西部大西洋及び地中海クロマグロオブザーバー計画(ROP-BFT)の修正、クロマグ ロまき網漁業の漁期の開始に合わせた電子クロマグロ漁獲証明制度への切換え、及 び新たな措置の実施など、大西洋マグロに関する課題が盛りだくさんな1年となる見 込みである。また、メンバーのクロマグロ管理計画をレビューするため、統合モニ タリング措置に関する作業部会の休会期間中の会合、パネル2/遵守委員会合同会合 が開催される予定である。その他の会合として、西部大西洋クロマグロ作業部会、 及びほぼ50年前に起草されたICCAT条約の改正を検討するための作業部会会合が予 定されている。次回のICCATの年次会合は、南アフリカのケープタウンにて、2013 年11月18025日に開催される予定である。

2013年全米熱帯まぐろ類委員会年次会合に関する CCSBTオブザーバー(台湾)からの報告

- 1. 2013年の全米熱帯まぐろ類委員会年次会合(第85回会合)は、メキシコ・ヴェラクルスにおいて、2013年6月10-14日に開催された。
- 2. 会合には、委員会の20メンバーの国・地域(ベリーズ、カナダ、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、欧州連合、フランス、グアテマラ、日本、韓国、メキシコ、ニカラグア、パナマ、ペルー、台湾、米国、バヌアツ及びベネズエラ)代表者が出席した。オブザーバーとして、ボリビア、ホンジュラス、インドネシア及びクック諸島が出席した。この他、いくつかの国際機関及び非政府機関も参加した。

IATTCとCCSBTの協力

3. IATTCとCCSBTとの間の協力に関する事項は、この会合では討議されなかった。

違法、無報告、無規制(IUU)漁業

4. 委員会は、コロンビア船籍Marta Lucía RをIUUリストから削除することを決定し、 その他には何ら変更なくリストを採択した。更新されたIUUリストはIATTCのウェブサイトに掲載された。

採択された決議

- 5. 以下の6つの決議が承認された。
 - (a) 東部太平洋におけるまぐろの保存に関する複数年計画2014-2016:委員会は、現行のまぐろ保存管理措置を次の3年間も延長することに合意した。まき網の禁漁期間は62日間が維持され、またはえ縄漁船に関する漁獲制限も過去数年と同様に維持された。
 - (b) *東部太平洋におけるくろまぐろ保存管理措置*:委員会は、2014年における全メンバー及び協力的非加盟国(CPCs)によるクロマグロ商業漁獲量を5,000トンを超えないものとすることに合意した。
 - (c) 北部太平洋ビンナガに関する補助決議:委員会は、全CPCに対し、過去数年における北部太平洋ビンナガに関する漁獲量及び漁獲努力量を報告するよう要請するとともに、科学スタッフに対し、北太平洋ビンナガに関する現行の努力量ベースの手法の有効性をレビュー・評価するよう要請した。
 - (d) *魚群集積装置(FADs)に関するデータの収集及び分析*:委員会は、2015年1月1日以降FADsを用いて操業する全てのまき網漁船に対し、必要な情報を収集・報告するとともに、そうした船舶によって設置又は改造された全てのFADsを特定するよう要請した。また、委員会は、FADsの設計及び設置に関

する指針を定めるとともに、ジンベエザメを対象としたまき網漁船による FADsの設置を禁止する。

- (e) データの機密性に関する規則及び手続き:委員会は、CPCから提出された漁獲量及び漁獲努力量、体長組成データの公表、及び個人及び科学スタッフが機密データにアクセスするための手続きの設立に関する規則について合意した。
- (f) 2014会計年度予算:委員会は、2014会計年度の予算としてUS\$6,554,232を計上することに合意した。

その他の討議事項

6. 港内検査に関する最低検査基準、シュモクザメの保存措置、サメ類の保存措置、 委員会委員長の選出手続き、漁獲能力の管理、委員会が採択した決議に対する遵 守を向上させるプロセスに関する決議C-11-07の改正、IUU船舶リストに関する 決議C-05-07の改正、及び遵守に関する情報の利用等、他の提案についても討議 されたが、これらに関するコンセンサスは得られなかった。